

# 第5次 清水町総合計画

基本構想 2021▶2030

前期基本計画 2021▶2025



くらしやすさで

未来をともにつくるまち

清水町



## はじめに

少子高齢化や人口減少が進行し、さらには新型コロナウイルス感染症による影響の先行きが不透明な中、地方分権改革の進展など、本町を取り巻く環境は目まぐるしく変化しております。

このような社会環境や経済情勢の変化に加え、多様化する町民ニーズに的確に対応し、未来への希望と郷土の魅力を高めるなど、地域とともに取り組む長期的なまちづくりの方針として、第5次清水町総合計画を新たに策定いたしました。

本計画では、これまで培ってきた本町ならではの「くらしやすさ」に一層の磨きをかけながら、本町に関わる一人ひとりが思いおもいの未来を創造し、独自の輝きが多くの人々を惹きつけ、選ばれるまちを目指し、「くらしやすさで未来をともにつくるまち・清水町」を新たな将来都市像に掲げました。

これからの10年は、持続可能な開発目標「SDGs」により、世界の様々な課題を解決する一助となるよう努めるとともに、多様な主体との協働・協創によるまちづくりに取り組むことや、近隣市町との連携を高めながら、地域力の向上を図ってまいります。

また、今回の策定にあたっては、行政改革分野などの役場組織の具体的な施策を示し、本町の税收、経費等の推計額に基づく実行性や健全性を確保しつつ、町民の皆様とともに取り組む公共計画として推進していくことといたしました。新たなまちづくりに向けて、町民の皆様のなお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、町民ワークショップやアンケート調査、パブリックコメントなどを通じて多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様方に、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和3年3月



清水町長 関 義弘

## 序章

## 総合計画の策定にあたって

<b>1</b>	<b>総合計画の概要</b> .....	2
	(1) 総合計画策定の趣旨 .....	2
	(2) 総合計画の構成 .....	2
	(3) 総合計画の期間 .....	3
<b>2</b>	<b>清水町の特徴</b> .....	4
	(1) 人口・世帯 .....	4
	(2) 産業構造 .....	6
	(3) その他の特徴 .....	8
<b>3</b>	<b>清水町を取り巻く社会環境の変化</b> .....	9
<b>4</b>	<b>町民の声</b> .....	10
	(1) 町民アンケート調査結果のポイント .....	10
	(2) 町民ワークショップでの意見 .....	13
<b>5</b>	<b>人口の将来展望(人口ビジョン)</b> .....	14
	(1) 将来人口の推計 .....	14
	(2) 人口の将来展望 .....	16
<b>6</b>	<b>財政フレーム</b> .....	18

## 第1章

## 基本構想

<b>1</b>	<b>将来都市像</b> .....	22
<b>2</b>	<b>将来都市像の実現に向けて</b> .....	23
<b>3</b>	<b>基本目標</b> .....	25
<b>4</b>	<b>施策の大綱</b> .....	26
<b>5</b>	<b>土地利用構想</b> .....	28
	資料 第5次清水町総合計画体系図 .....	30

## 前期基本計画

<b>1</b>	まちづくりのすすめ方 .....	34
<b>2</b>	基本計画の見方 .....	38
<b>基本目標1</b>	誰もがやすらぎと生きがいを感じる「笑街健幸」のまちへ	
施策1-1	心と体の健康づくりの支援 .....	40
施策1-2	受診しやすい環境づくりの推進と予防体制の充実 ....	42
施策1-3	すべての人の快適な暮らしを支える体制の充実 .....	44
施策1-4	気軽に学び文化活動を楽しむ環境の充実 .....	46
<b>基本目標2</b>	子どもの成長や学びを地域全体で支えるまちへ	
施策2-1	子どもが健やかに育つ環境の充実 .....	48
施策2-2	子どもの可能性を育む学校教育の推進 .....	50
<b>基本目標3</b>	豊かな自然環境と地域の活力が誇りを育むまちへ	
施策3-1	未来へ引き継ぐ自然環境の保全 .....	52
施策3-2	循環型社会形成への取組の推進 .....	54
施策3-3	地域の資源と特長を生かした産業の振興 .....	56
施策3-4	地域への愛着と関係人口拡大の推進 .....	58
<b>基本目標4</b>	持続可能で快適な暮らしを支える都市基盤を備えるまちへ	
施策4-1	町内外への利便性を高める交通基盤の整備 .....	60
施策4-2	やすらぎを感じる快適な暮らし環境の整備 .....	62
施策4-3	地区の特長を生かし高める土地利用の推進 .....	64
施策4-4	快適な暮らしを創出する下水対策の推進 .....	66
<b>基本目標5</b>	自助・共助・公助の連携で安全で安心してらせるまちへ	
施策5-1	災害に強いまちづくりの推進 .....	68
施策5-2	交通事故のないまちづくりの推進 .....	70
施策5-3	犯罪のないまちづくりの推進 .....	72
<b>基本目標6</b>	未来への責任あるまちへ	
施策6-1	協働・連携によるまちづくりの推進 .....	74
施策6-2	情報戦略の推進 .....	76
施策6-3	行政改革の推進・行政経営の質の向上と効率化 .....	78
施策6-4	行政改革の推進・持続可能な財政の運営 .....	80

## 資料編

1 策定までのあゆみ .....	84
2 記録画像 .....	87
3 清水町総合計画審議会条例 .....	88
4 清水町総合計画審議会委員名簿 .....	90
5 諮問・答申 .....	91
6 用語解説 .....	94

## 総合計画の策定にあたって

---

- 1 総合計画の概要
- 2 清水町の特徴
- 3 清水町を取り巻く社会環境の変化
- 4 町民の声
- 5 人口の将来展望(人口ビジョン)
- 6 財政フレーム

## 1 総合計画の概要

### (1) 総合計画策定の趣旨

本町では、これまで4次にわたって総合計画を策定し、総合的かつ計画的にまちづくりをすすめてきましたが、第4次総合計画の計画期間が2020年度(令和2年度)で終了することから、新たなまちづくりの指針が必要となりました。

近年、特に地方では少子高齢化と人口減少は確実に進行し、今後、さらに加速することが予測されています。このような厳しい時代においても持続可能なまちづくりをすすめていくためには、長期的、総合的な視点で本町が目指すべきまちの姿とその実現の手段を明らかにすることはもとより、行政だけではなく町民や事業者など、関係者全員がそれを共有し、力を合わせて取り組んでいくことが重要です。

まちづくりの主人公は町民であり、また、通勤や通学、買物や旅行等で訪れる方々もまちづくりの担い手です。第5次清水町総合計画は、本町の未来に向けてみんなが協働でまちづくりに取り組むための、新たな指針として策定します。

### (2) 総合計画の構成

第5次清水町総合計画は、今後10年間のまちづくりの指針となるものであり、本町の最上位計画です。将来都市像実現に向けた総合的、計画的なまちづくりの推進のために、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成します。

#### ①基本構想

基本構想では、目指すべき「将来都市像」やその実現に向けた取組方針、「基本目標」の達成に向けた「施策の大綱」などを定めます。

- 将来都市像
- 将来都市像の実現に向けて
- 基本目標
- 施策の大綱
- 土地利用構想

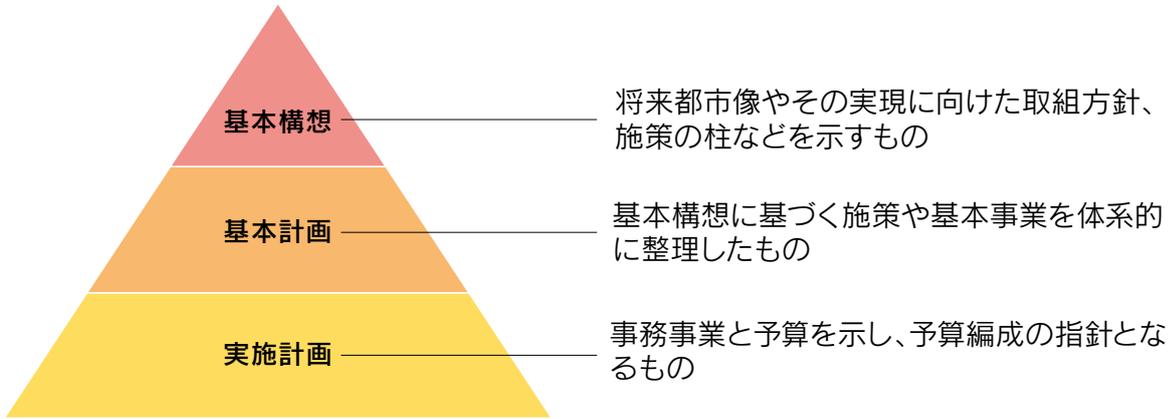
#### ②基本計画

基本計画は、基本構想に基づくまちづくりをすすめるための施策や基本事業を、体系的に整理したものです。

#### ③実施計画

実施計画は、基本計画の施策や基本事業に基づく具体的な事務事業の内容と予算を明らかにし、各年度の予算編成の指針となるものです。

## ■総合計画の構成



## (3) 総合計画の期間

### ①基本構想

計画期間は2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度)までの10年間とします。

### ②基本計画

5年単位で計画するものとし、基本構想期間の10年間を前期・後期に分けて策定します。

- 前期基本計画:2021年度(令和3年度)～2025年度(令和7年度)
- 後期基本計画:2026年度(令和8年度)～2030年度(令和12年度)

### ③実施計画

計画期間は3年間とし、計画の実効性と弾力性を確保するため、毎年度ローリング方式による見直しを行います。なお、実施計画は本計画書とは別に策定します。

## ■第5次清水町総合計画推進期間

年 度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基本構想	10年間									
基本計画	5年間(前期)					5年間(後期)				
実施計画	3年間			3年間			3年間			3年間

## 2 清水町の特徴

統計データなどから、現在の本町の状況を確認します。

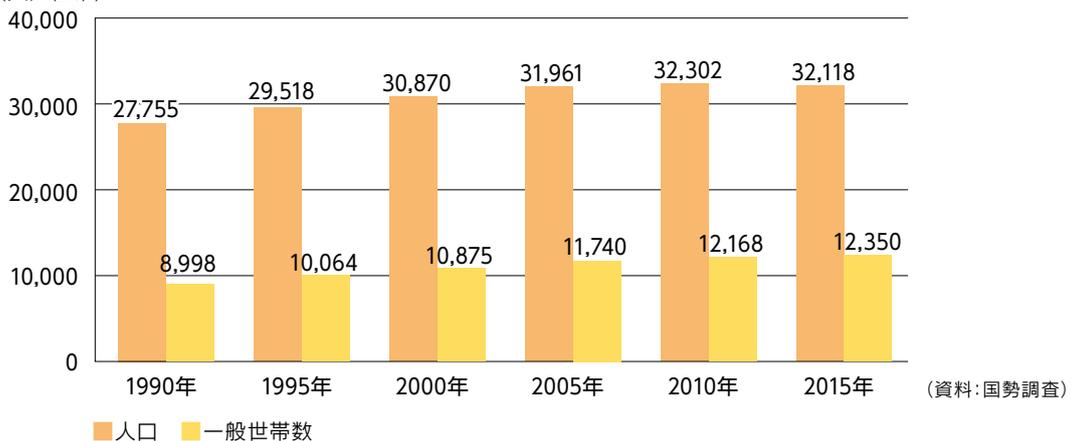
### (1) 人口・世帯

本町の現在の人口・世帯に関する特徴は、以下のとおりです。

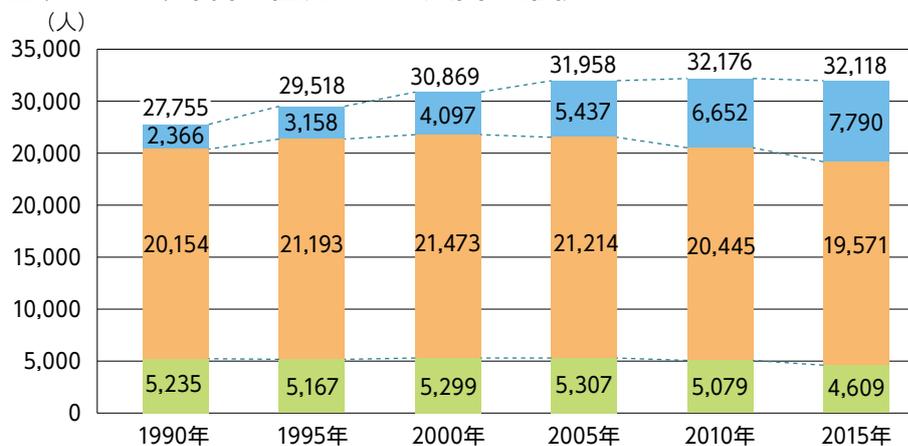
- 人口は2015年に減少に転じました。世帯数は単身・ひとり親世帯の増加により、緩やかではありますが増加を続けています。(グラフ1)
- 人口構造では全国的に見て若者が多いものの、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)が減少し、老年人口(65歳以上)が増加しています。(グラフ2)
- 自然動態は増減を繰り返していますが、合計特殊出生率は静岡県を上回り、近隣でも長泉町に次いで高い結果となっています。(グラフ3)
- 社会動態は、25~29歳、30~34歳、55歳以上の転入超過が特徴となっています。また、転出は15~19歳、20~24歳が多くを占めますが、進学や就職が背景にあるものと考えられます。(グラフ4)

#### ■(グラフ1) 人口・世帯数の推移

(人/世帯)



### ■(グラフ2) 年齢3区分による人口の推移



■年少人口(0~14歳) ■生産年齢人口(15~64歳) ■老年人口(65歳以上) (資料:国勢調査)

※グラフ1の総人口とグラフ2の年齢3区分別人口の合計を比較すると、2000年、2005年、2010年の人数に差異が生じています。これは、各年の調査時に年齢不明の方がいたことに起因します。

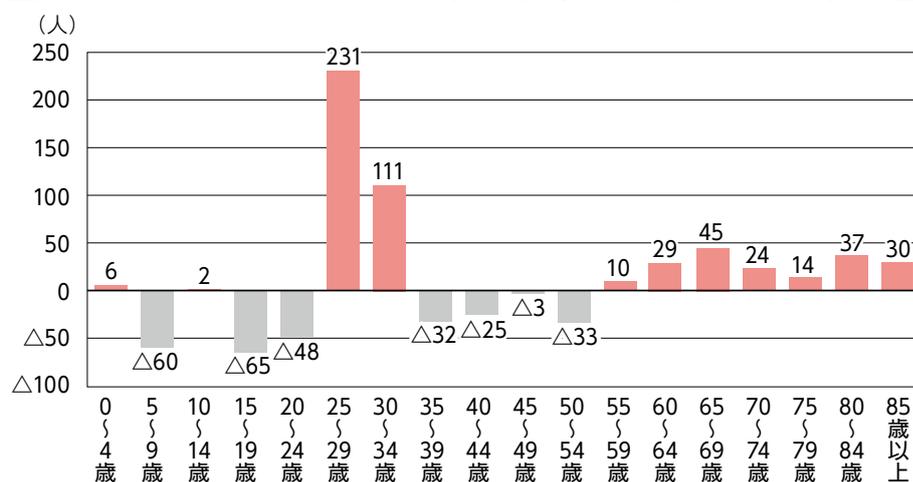
### ■(グラフ3) 合計特殊出生率



● 清水町 ● 国 ● 静岡県 ● 沼津市 ● 三島市 ● 長泉町

(資料:厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」)

### ■(グラフ4) 2010~2015年 5歳階級別転入人数と転出人数の差違(転入-転出)



(資料:国勢調査)

## (2) 産業構造

本町の産業構造の特徴は以下のとおりです。

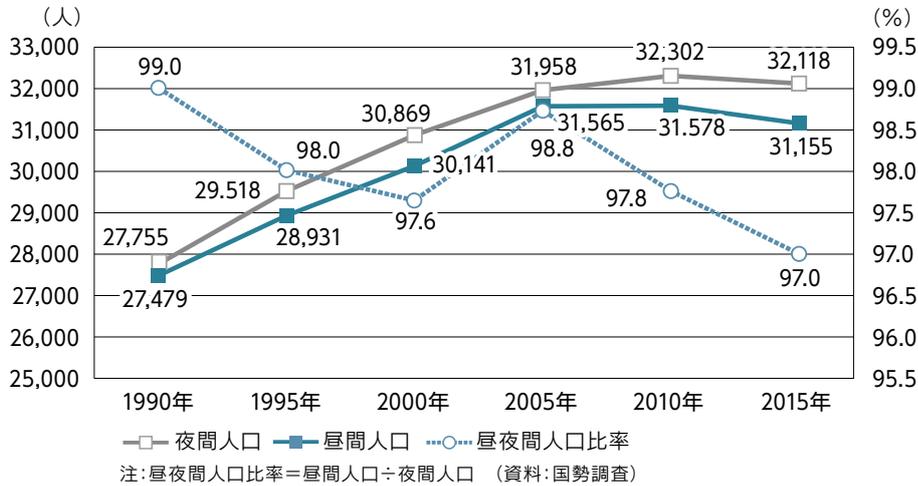
- 昼夜間人口では、夜間人口が昼間人口をわずかながら上回っています。(グラフ1)
- 事業所数は横ばい、従業者数は減少しています。(表1)
- 事業所数、従業者数ともに最も多いのは「卸売・小売業」で、次いで「製造業」となっています。また「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」「複合サービス業」で事業所数、従業員数ともに長期的には増加しています。(表1)
- 卸売・小売業は、事業所数、従業員数が減少傾向にあり、併せて年間販売額も減少しています。(表1・グラフ2) また年間販売額のうち約7割は卸売業によるものです。(グラフ2)
- 製造業も、事業所数、従業員数は横ばいあるいは減少傾向にありますが、製造品出荷額等は増加となっています。(表1・グラフ3) また製造品出荷額等の6割以上を輸送用機械器具が占めています。(グラフ3)

■(表1) 産業大分類別事業所数、従業者数の推移

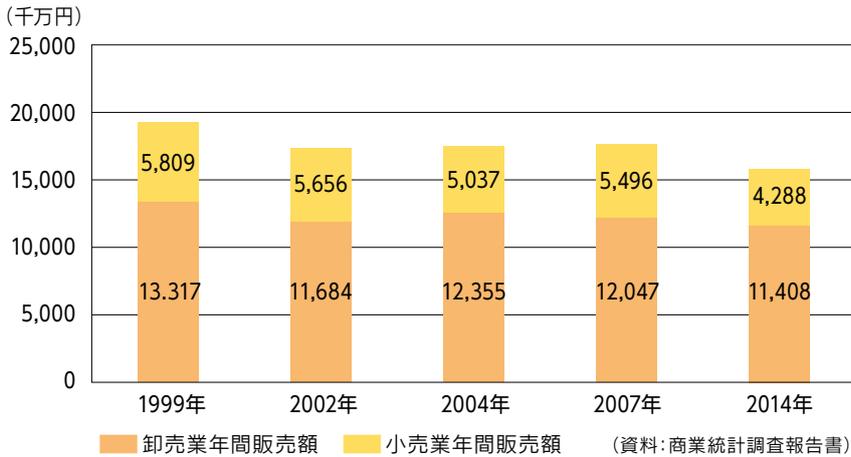
産業分類	事業所数(事業所)			従業者数(人)		
	2012年	2014年	2016年	2012年	2014年	2016年
農林漁業	4	5	4	37	39	37
建設業	152	164	153	849	1,163	1,040
製造業	206	206	202	4,035	3,707	3,362
電気・ガス・熱供給・水道業	1	4	1	12	28	15
情報通信業	16	20	17	345	355	286
運輸業・郵送業	38	38	38	922	870	796
卸売・小売業	489	473	467	4,276	4,173	4,176
金融・保険業	29	27	27	177	247	266
不動産業、物品賃貸業	95	86	83	367	350	338
学術研究、専門・技術サービス	51	48	50	265	211	231
宿泊業、飲食サービス業	155	176	163	1,097	1,669	1,160
生活関連サービス業、娯楽業	141	153	159	870	869	861
教育、学習支援業	48	69	50	176	519	218
医療、福祉	99	109	111	1,847	2,062	1,898
複合サービス事業	6	9	9	46	64	67
他に分類されないサービス業	69	79	73	955	766	791
公務	—	11	—	—	186	—
計	1,599	1,677	1,607	16,276	17,278	15,542

(資料：経済センサス基礎調査、経済センサス活動調査)

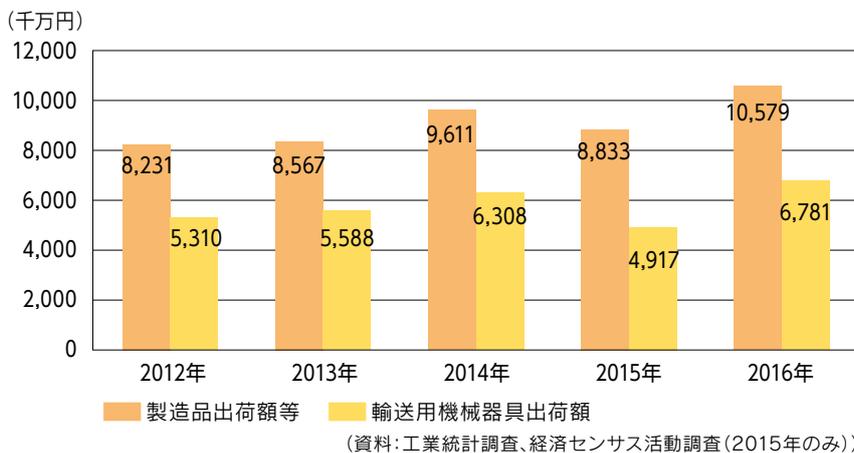
■(グラフ1) 昼夜間人口の推移



■(グラフ2) 卸売・小売業の年間販売額



■(グラフ3) 製造品出荷額等及び輸送用機械器具出荷額



### (3) その他の特徴

#### ① 平坦でコンパクトな町域

本町は静岡県東部の中心に位置し、東西約2.7km、南北約4.54kmで面積が8.81km<sup>2</sup>と非常にコンパクトです。平坦な土地が多く、住宅地、商業地として発展してきました。一方で、農業者の高齢化や担い手不足により、市街化調整区域内の農地は年々減少しています。

#### ② 首都圏からの交通利便性が高い立地

国道1号が北部地域を東西に走り、東名高速沼津インターチェンジから町の中心部まで約7kmと、自動車交通の利便性が高い立地にあります。また、東海道新幹線及び東海道本線の停車駅である三島駅から町の中心部まで約4kmであり、鉄道を利用したアクセスにも優れています。

#### ③ 柿田川などの豊かな自然

国指定天然記念物である柿田川が町の中心部を流れています。柿田川の水は水質が良く水量も安定していることから静岡県東部地域の飲料水として利用されているだけでなく、工業用水や農業用水としても使われています。

このほか、中央部を東西に横切る狩野川や町内を一望できる本城山などの豊かな自然が残されています。

#### ④ 安全で渋滞のない道路整備の遅れ

本町は、国道1号及び狩野川で南北に分断されており、また、南北を結ぶ基幹となる道路が十分でないことに加え、近隣市町への交通の通過点となっていることから、朝晩のラッシュ時を中心に渋滞が発生しています。

また、道路の幅員が狭く、歩道が整備された道路が少ないことから、交通事故の発生率が高くなっています。2019年の交通事故発生件数は264件で2017年の363件から大幅減となりましたが、人口10万人あたりの発生件数は825件に上り、静岡県の平均である689件に比べ、なお高い水準にあります。

#### ⑤ 医療施設の集積

2018年時点での本町の人口10万人あたりの歯科医師数は、99.2人で県内1位です。同じく医師数270人は県内5位、一般病床数1,579.9床は県内2位と、人口あたりの医療体制の充実度は高い水準にあります。また、独立行政法人国立病院機構静岡医療センターは、県東部地域の医療において中核的な役割を果たしています。

### 3 清水町を取り巻く社会環境の変化

本計画の策定時における社会環境変化の中でも、特に留意すべきと考えられる大きな事象について、以下に取り上げます。

#### ①新型コロナウイルスの世界的感染拡大

2019年12月の感染者確認以来、新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的な感染拡大が続いており、本計画策定中の2020年9月初旬の時点で、日本国内での累計感染者数は約7万1千人、死亡者数も1,300人を超えています。世界保健機関(WHO)などの専門機関は終息までに多くの時間を要すると分析しており、国内外を問わず、制約がある中での社会活動、経済活動が続くものと見込まれます。本町においても、感染拡大の抑止とともに、「新しい生活様式」に即した政策への取組が求められています。

#### ②気候変動に伴う災害の頻発

地球温暖化に起因する気候変動が急速にすすみ、近年、わが国も、記録的大雨や大型の台風、生命に危険が及ぶレベルの高気温などの異常気象に毎年見舞われ、その都度、大きな災害が引き起こされています。2019年の台風19号の際は本町にも大雨警報が出され、狩野川が氾濫危険水位を超えるなど、大規模水害への警戒が高まりました。気候変動リスクは今後ますます高まるものと予想されるため、災害への一層の備えが求められています。

#### ③ICT技術、AI技術などの急速な進展

近年、ICT技術(情報通信技術=通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術)やIoT技術(モノが自動的にインターネットと繋がる技術)、さらにはAI(人工知能)技術などの目覚ましい進展が見られます。さらに2020年3月の国内での5G(第5世代移動通信システム)サービス開始に伴い、技術革新はさらに進み、自動運転サポートや遠隔医療などを実現し、さまざまなサービス、産業を革新することが期待されています。

## 4 町民の声

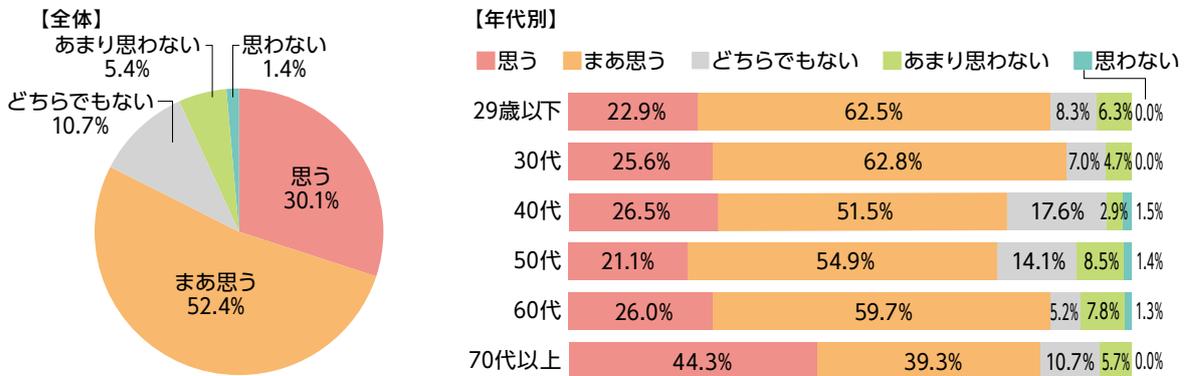
### (1) 町民アンケート調査結果のポイント

<令和元年度 町民アンケート> 調査期間: 令和元年11月13日(水)~12月3日(火)  
対象者: 本町在住の16歳以上の男女から無作為に1,000人抽出 回答者: 429人

#### ①「住みやすさ」の評価

- 町民の8割以上が、「住みやすい町」と評価しています。
- 年代別では、40代、50代の比率が若干低くなっています。

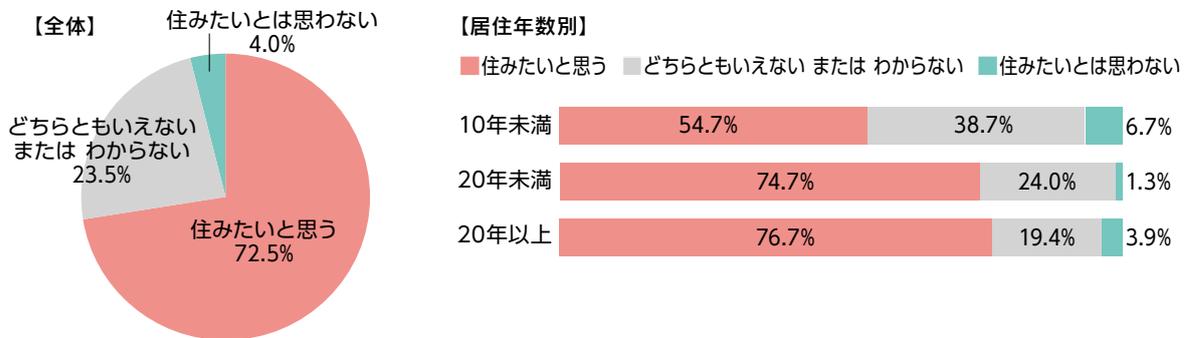
Q: 清水町は住みやすい町だと思いますか？



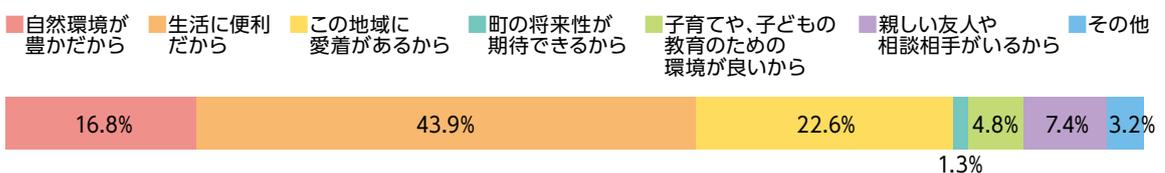
#### ② 清水町での定住意向

- 「これからも清水町に住みたい」町民が、7割を超えています。
- 居住年数が長いほど、定住意向は強くなる傾向にあります。
- 住み続けたい理由の上位は、「生活利便性」、「地域への愛着」、「自然環境の豊かさ」です。

Q: これからも清水町に住みたいと思いますか？

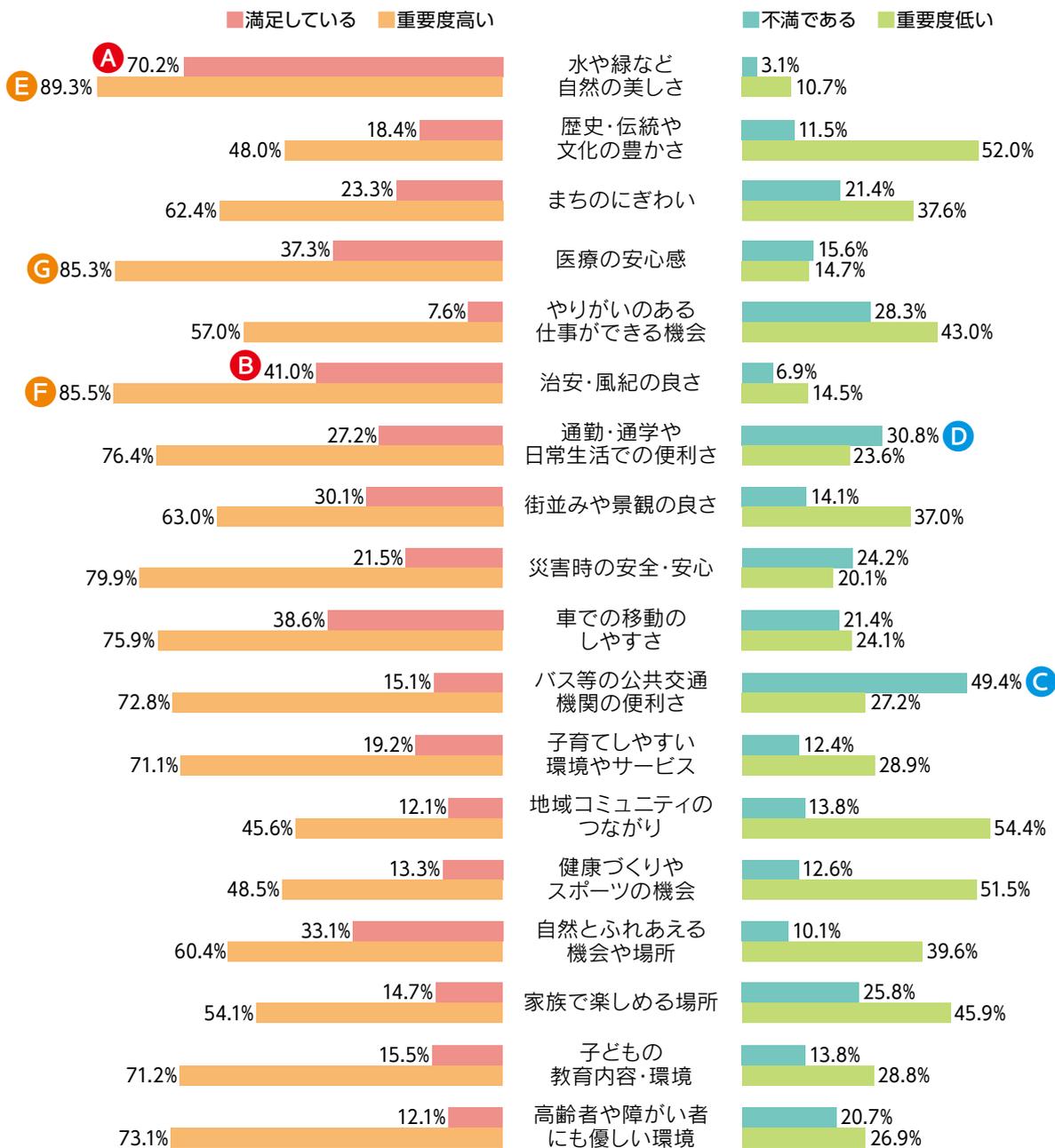


【住みたいと思う理由】



### ③清水町のくらし環境の評価

- 満足度の高い項目：「**A**自然の美しさ」が特に高く、次いで「**B**治安・風紀の良さ」となっています。
- 不満度の高い項目：「**C**交通利便性」が特に高く、次いで「**D**日常生活の利便性」となっています。
- 重要度の高い項目：「**E**自然の美しさ」、「**F**治安・風紀の良さ」、「**G**医療の安心感」の順となっています。

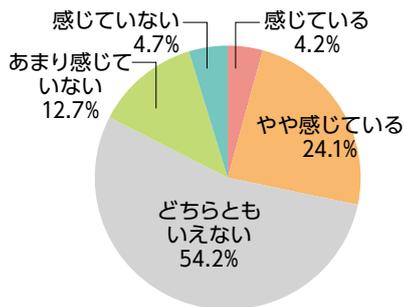


(注) 満足している：各項目の5段階評価(「満足」「まあ満足」「ふつう」「やや不満」「不満」)のうち、「満足」または「まあ満足」と回答した人の率  
 不満である：各項目の5段階評価(「満足」「まあ満足」「ふつう」「やや不満」「不満」)のうち、「やや不満」または「不満」と回答した人の率  
 ※「満足している」「不満である」のいずれにも「ふつう」と回答した人の率を含みません。  
 重要度高い：各項目の4段階評価(「高い」「やや高い」「やや低い」「低い」)のうち、「高い」または「やや高い」と回答した人の率  
 重要度低い：各項目の4段階評価(「高い」「やや高い」「やや低い」「低い」)のうち、「やや低い」または「低い」と回答した人の率

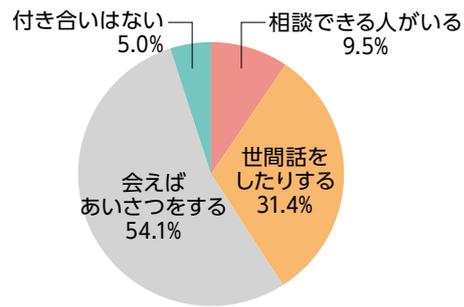
#### ④ 社会関係資本(地域の絆)

- 「地域や他の人のために行動する人が多い」と感じている人は3割弱です。
- 「ご近所に相談できる人がいる」は1割弱。過半数は「会えばあいさつする」程度です。

Q: 地域や他の人のために行動する人が多いと感じていますか?



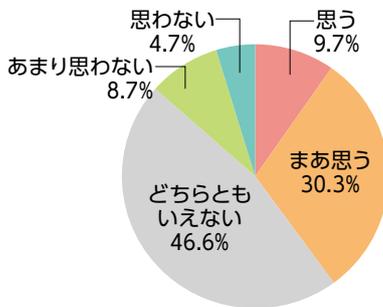
Q: ご近所との付き合い状況は?



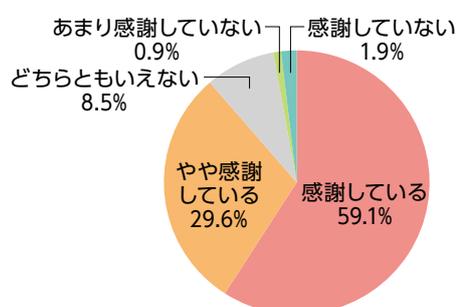
#### ⑤ まちづくり熱量(町民参加・感謝度)

- 「清水町を良くする活動」への参画意向をもつ人は4割程度です。
- 9割弱の人が「清水町を良くしようとしている人たち」に感謝しています。

Q: 清水町を良くする活動に関わりたいと思いますか?



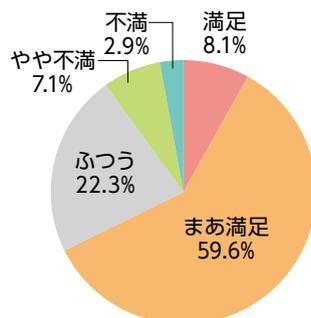
Q: 清水町を良くしようとしている人たちに感謝していますか?



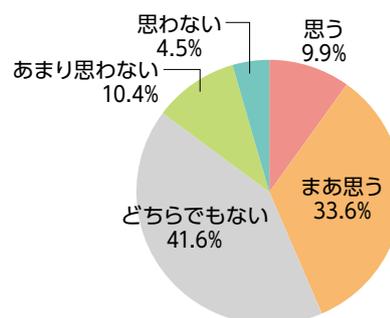
#### ⑥ シビックプライド(まちの誇り)

- 清水町の生活環境に「満足」している人は1割弱。「まあ満足」を加えると7割弱に上ります。
- 「清水町の良さを人に薦めたい」と思う人は1割、「まあ思う」を加えると4割強です。

Q: 生活環境に満足していますか?



Q: 清水町の良さを友人・知人に薦めたいと思いますか?



## (2) 町民ワークショップでの意見

本計画の策定にあたり、3回にわたる町民ワークショップを開催しました。柿田川をはじめとする豊かな自然環境やコンパクトで平坦な町域など、清水町のくらしやすい環境を多くの町民が支持しており、こうした長所を生かしながら、あらゆる世代の町民がより安心してくらし、いきいきと活躍できるようなまちづくりを求める意見が多く聞かれました。

<令和元年度 町民ワークショップ> 実施日：令和2年1月26日(日)、2月9日(日)、2月23日(日)  
参加者：町民(公募・推薦)と沼津商業高等学校の生徒 計27人

### 町民ワークショップでの意見(抜粋)

#### 清水町の強みは？

- 柿田川をはじめとする豊かな自然環境
- まちがコンパクトで住民同士のコミュニケーションがとりやすい
- 平坦で徒歩や自転車での移動がしやすい
- 医療・福祉施設が充実していて安心してくらしらせる
- 買物環境が充実している
- 危険な場所が少ない など

#### 清水町の弱みは？

- 鉄道の駅がなく、公共交通機能が不十分
- 歩道が狭く交通事故が多い
- 特に通勤・通学時の交通渋滞がひどい
- 自治会活動やボランティアの担い手不足
- ご近所づきあいが希薄になってきている
- 雇用の受け皿となる企業が少ない
- 高齢者や障がい者の居場所、ふれあいの場が乏しい など



#### 10年後は、こんなまちに

- 誰もがコミュニティ活動やボランティア活動に積極的に参加するまちに
- 誰もが清水町の良さを学び、知っているまちに
- 子どもからお年寄りまで、誰もがいきいきと活躍できるまちに
- 公共交通が充実し、誰もが不自由なくくらしらせるまちに
- 歩行者にやさしい道路整備で誰もが安心して歩けるまちに
- 住みやすく安心してくらしらせる景観の美しいまちに
- 自然に親しみ、人とつながる場所があるまちに
- 若い世代が安心して働けるまちに
- 誰もが学び続けられるまちに など

## 5 人口の将来展望(人口ビジョン)

人口の将来推計と展望は、「清水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「人口ビジョン」にあたるもので、本町の10年後に向けたさまざまな戦略や施策を展開する上での重要な基礎情報となります。

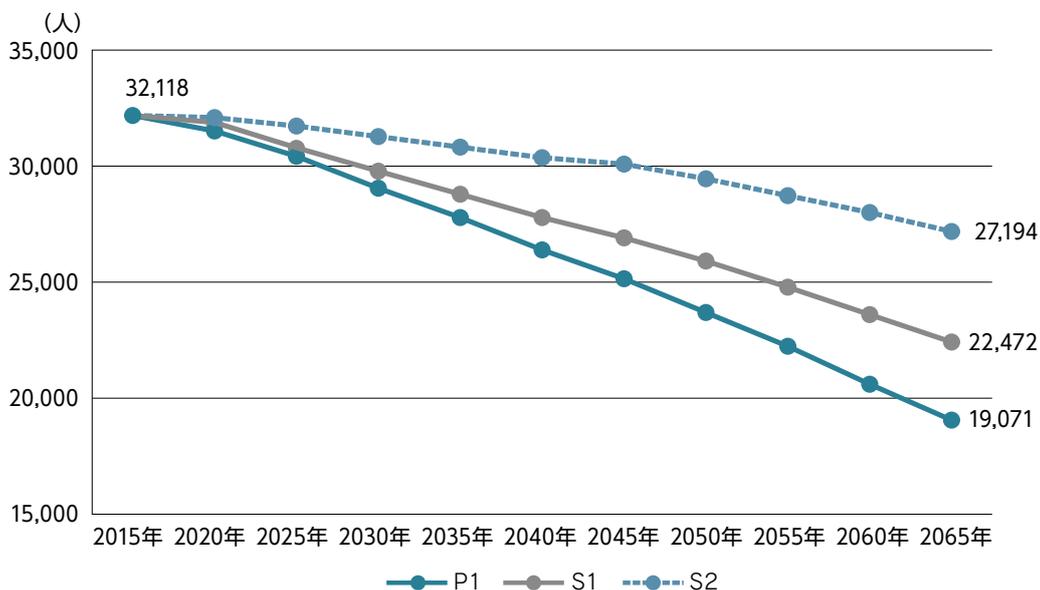
### (1) 将来人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本町の人口は2065年に19,071人となり、2015年の人口32,118人と比較すると40.6%の減少が見込まれます。

合計特殊出生率が2040年までに2.07に上昇し、2020年以降の社会増減がゼロと仮定した場合でも27,194人となり、2015年からは15.3%減となります。

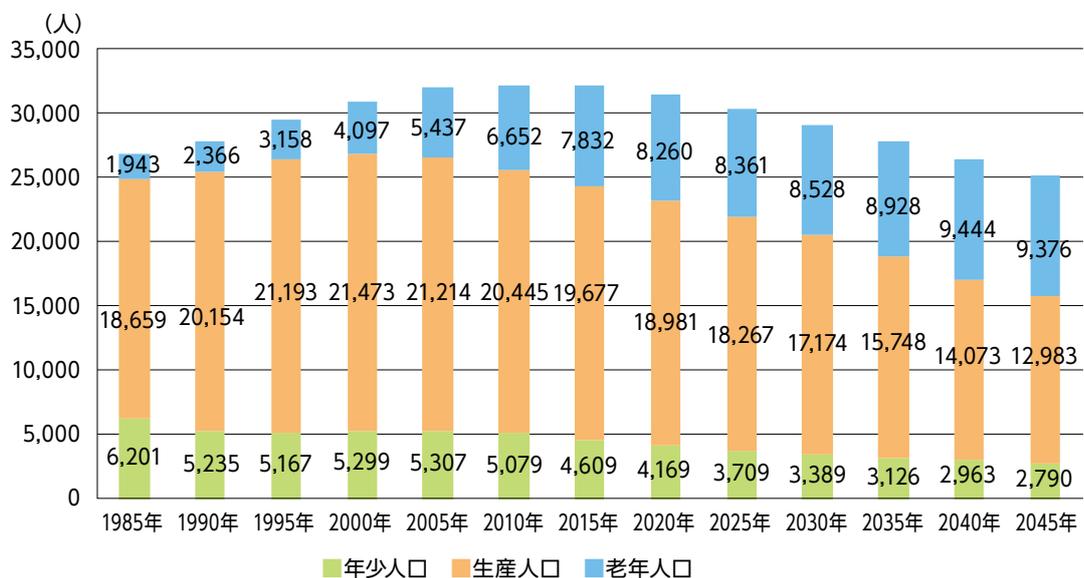
また、人口規模の縮小と並行して、高齢化が着実に進行することが予想されます。

#### ■ 清水町の将来推計人口(国の推計方式に基づく)

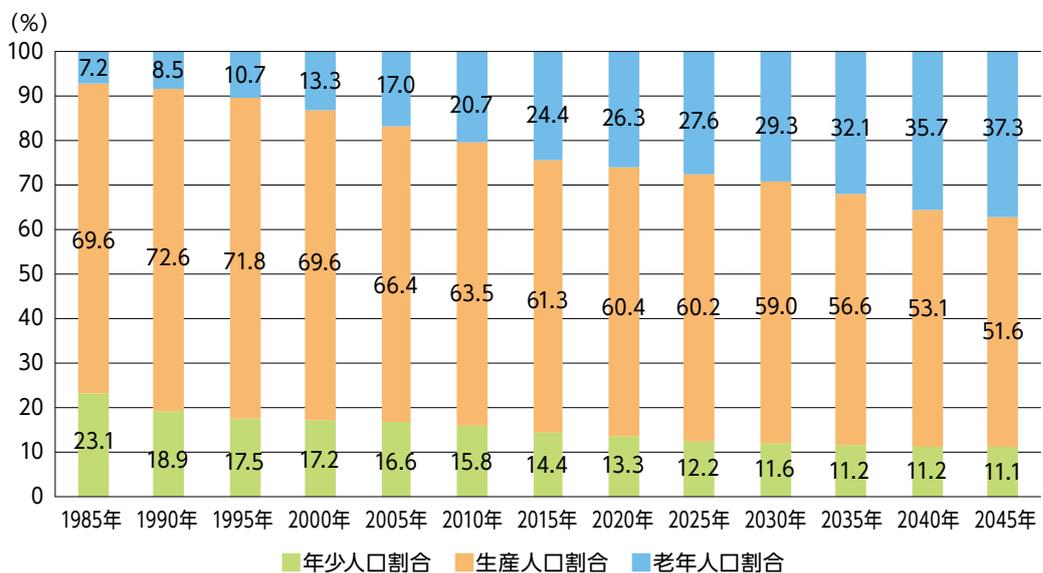


- (P1) 国立社会保障・人口問題研究所が示した推計に準拠。合計特殊出生率、生残率、社会増減(移動率)とも直近の動向に基づき変化した後、2045年以降は同水準で推移と仮定されている。
- (S1) 合計特殊出生率が2040年までに人口置換水準(人口を長期的に一定に保てる水準の2.07)まで上昇、2040年以降は同水準。社会増減は(P1)の推計と同じ。
- (S2) 合計特殊出生率が2040年までに2.07まで上昇し2040年以降は同水準、かつ、人口移動が2020年以降均衡(社会増減純移動数ゼロ)の状態。

### ■年齢3区分による人口の推移



### ■年齢3区分による人口の構成比



## (2) 人口の将来展望

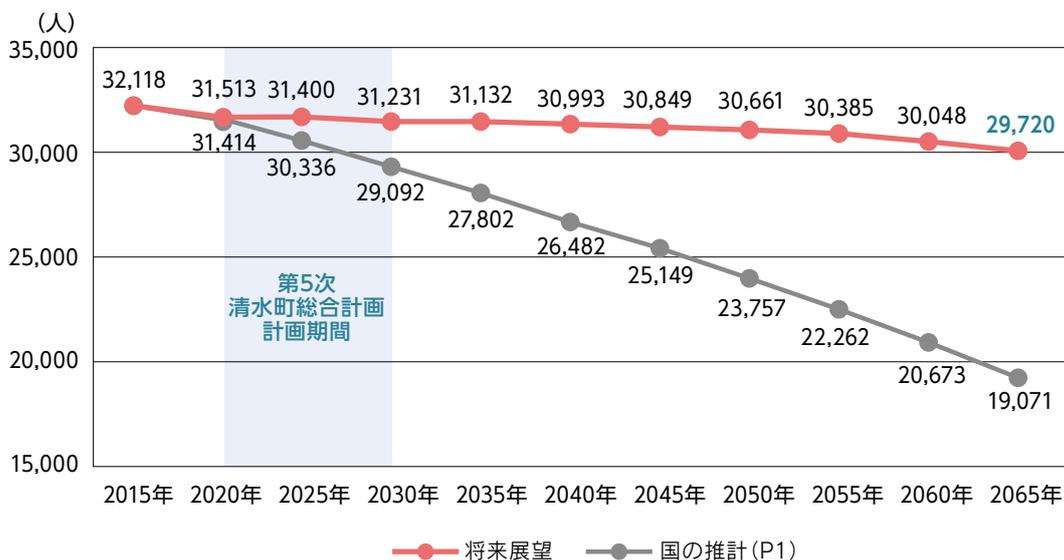
清水町人口ビジョンでは、14ページ(1)の国による将来人口の推計をベースに独自の目標設定を加え、本町が今後目標とする人口を「将来展望」として設定します。

2020年以降、年間140人の社会増を維持し、合計特殊出生率2.07を2035年に達成するとした場合、2065年の推計人口は29,720人となり、概ね30,000人の人口水準を維持することができます。

また、老年人口の割合が低く抑えられる一方、年少人口の割合は15.5%と推計され、2015年を上回る比率の達成が可能になります。

2065年(現在から45年後)に概ね30,000人の人口水準を維持する。

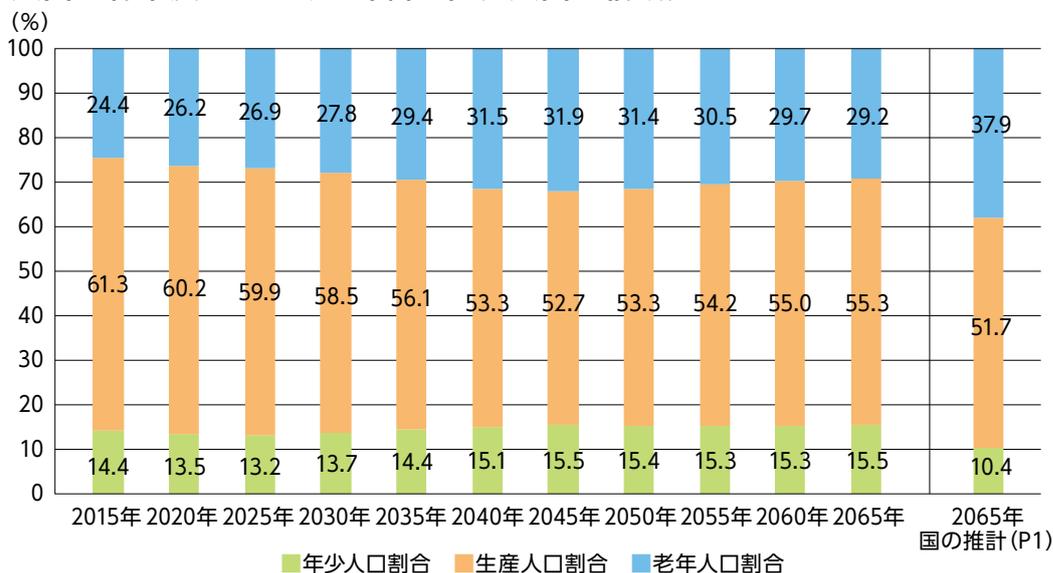
### ■ 清水町の人口の将来展望



### ■人口の将来展望における年齢3区分人口の推移



### ■人口の将来展望における年齢3区分人口の構成比

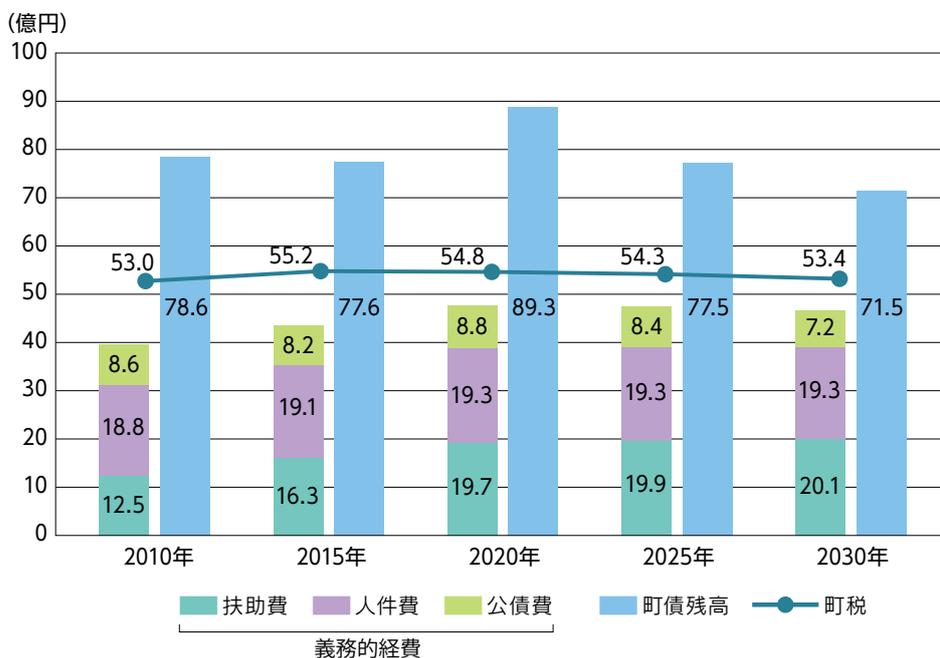


## 6 財政フレーム

本町の歳入の根幹をなす町税は、その大きな比重を個人町民税が占めているので、国による将来人口の推計等を踏まえると、今後確実に減少していくことが予想されます。また、財政構造の弾力性を示す指標の一つである経常収支比率は、高齢化等を背景とする扶助費の増加を反映して年々増加傾向にあり、財政構造の硬直化がすすんでいます。さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止策への優先的な取組も求められ、歳入減と義務的経費の増加により、投資的経費の余地はより狭まることが予想されます。

こういった財政状況の中で持続可能なまちづくりをすすめていくためには、町民ニーズを的確に踏まえると同時に、中長期にわたる戦略的な視点からの、選択と集中による事業の再構築を図る必要があります。また、財源の確保や経費節減の徹底などにより、健全な財政運営を堅持していくことも重要です。

### ■ 清水町の税収、経費等の推移と試算



#### 【各項目の説明】

##### ● 扶助費

社会保障制度の一環として、各種法令または地方公共団体の条例等に基づき支出される公的扶助（援助）のための経費です。

2010年度、2015年度は実績値。2020年度以降は将来推計人口や実績値の伸び率による予測額を記載しています。

### ●人件費

議員等の報酬や職員給与費など、労働の対価として支払われる一切の経費です。

2010年度、2015年度は実績値。2020年度以降は、定員適正化計画に基づいた職員数から予測額を記載しています。

### ●公債費

町の借入金を返済するために支払うお金です。

2010年度、2015年度は実績値。2020年度以降は、既に借入れた町債の返済計画と今後の借入れ計画に基づき予測額を記載しています。

### ○義務的経費

町の歳出の中で、法令等の規定によりその支出が義務づけられた経費のことです。扶助費や、職員給与費などの人件費、地方債の元利償還金などの公債費があります。

### ●町債残高

2010年度、2015年度は実績値。2020年度以降は、既に借入れた町債の返済計画と今後の借入れ計画に基づき予測額を記載しています。

### ●町税

町民税・固定資産税等の一般的な住民サービスの提供を目的に課税される税と、国民健康保険税等の特定の住民サービスの提供を目的に課税される税があります。

2010年度、2015年度は実績値、2020年度は予測額を記載しています。また2025年度、2030年度については、以下の方法で試算しました。

2020年度の個人町民税の予測額を生産人口分と老年人口分に分け、国等の推計に基づく各年度の生産人口、老年人口の推計値と2020年度の各推計値との比率に基づき、税収額を計算しました。近年の経済動向を踏まえ、実質賃金上昇率は0%と仮定しています。

また、個人町民税以外の税収は大きく変動がないものと仮定し、2020年度の予測額をそのままあてはめ、各年度の町税収入額を試算しました。



- 1 将来都市像
- 2 将来都市像の実現に向けて
- 3 基本目標
- 4 施策の大綱
- 5 土地利用構想

**資料** 第5次清水町総合計画体系図

## 1 将来都市像

【将来都市像】

### くらしやすさで未来をともにつくるまち・清水町

わたしたちのまわりには、柿田川をはじめとする美しい自然や富士山を望む風景があります。

日々の生活を豊かに潤してくれる柿田川の湧水があります。

そして平坦で小さなまちの中には、医療機関や商業施設が充実し、安心して快適な毎日を支えてくれています。

固有の地理や自然風土、歴史を背景に、これまでのまちづくりで培われてきた「くらしやすさ」は、今や本町の魅力であり特長となっています。

わが国の少子高齢化と人口減少はこれからも続きます。そのような状況下でも本町が活力を保ち続けるためには、時代のニーズを捉え、人を惹きつける魅力を高めていかなければなりません。

これまで培ってきた本町ならではの「くらしやすさ」を土台に、わたしたちみんながまちづくりに関わり、自分をもっと光り輝く未来を自由自在につくることができれば、本町にずっと住み続けたいくなるはずです。また、独自の魅力や産業が輝きを増せば、多くの人々が訪れ住んでみたくなるはずです。

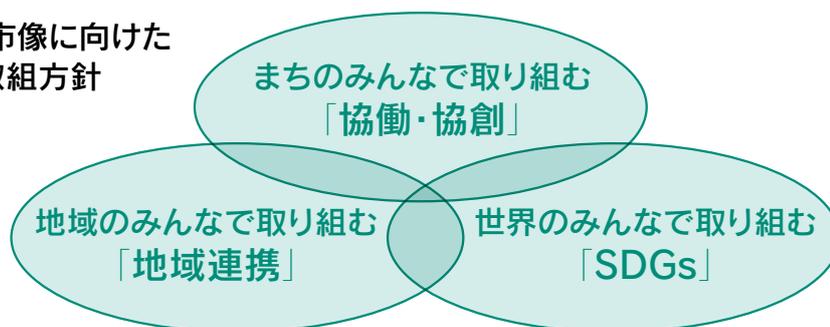
清水町を、くらしやすさで未来をともにつくるまちへ。

受け継がれた「くらしやすさ」に一層の磨きをかけながら、わたしたち一人ひとりが思いおもいの未来を創造できるまちに。そして、独自の輝きが多くの人々を惹きつけ続けるまちに。わたしたちの愛着と誇りを礎に、これからの清水町を築いていきます。

## 2 将来都市像の実現に向けて

将来都市像「くらしやすさで未来をともにつくるまち・清水町」の実現に向けて、次の3つの方針に基づいてまちづくりに取り組んでいきます。

### ■将来都市像に向けた 3つの取組方針



### まちのみんなで行く組む——『協働・協創』

本町を、さらにくらしやすい未来を描くキャンバスにしていくためには、みんなが意見を出し合い、まちづくりに反映させていくことが大切です。また、まちづくりの主人公として役割と責任を担い、行動していくことで、まちへの愛着や誇りも高まり、本町はずっと住み続けたいまちになります。

主に次の3つの切口から、町やさまざまな主体がともに行動し「協働・協創」によるまちづくりをすすめていきます。

- 幅広い世代、さまざまな立場のみんながともにまちづくりについて考える。
- 地域コミュニティ、NPO、各種団体、事業者等のさまざまな主体が、それぞれ役割と責任をもって行動する。
- 近所での助け合いや趣味を生かした交流など、一人ひとりが支え合いやふれあいの担い手として活躍する。

### 地域のみんなで行く組む——『地域連携』

本町は、面積8.81km<sup>2</sup>の小さなまちです。当然、くらしに必要な機能をすべて町内でまかなうことはできません。しかしながら、県東部地区の中心に立地し、まわりの市町と一体的な生活圏を形成しているため、周辺地域との効果的、効率的な連携を保ちながら都市機能を充実させ、「くらしやすさ」を高めていくことが可能です。そこで、地域間連携への参画をさらに推進し、周辺地域と一体となって地域力を高めていきます。

また、町内外の多様な主体との連携のもと、地域課題を効果的、効率的に解決していく姿勢も欠かせません。将来都市像の実現に寄与する連携を模索しながら、地域のみんなで行く組むまちづくりに取り組みます。

## 世界のみんなで取り組む——『SDGs』

「SDGs(持続可能な開発目標)」は、2015年の国連サミットで採択された2030年を年限とする国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットで構成されており、環境・社会・経済にまたがる多くの課題への、統合的な取組を求めています。

わたしたちも、豊かな自然環境をはじめとするかけがえのない資源を守り生かしながら、これから生まれてくる未来世代を含めたすべての町民が「くらしやすさ」を享受し、自分らしい未来を描くことができるまちの実現を目指しています。それは「SDGs」の理念に共通する考え方であり、「SDGs」が掲げる具体的な目標の多くが将来都市像実現の指針と重なります。そこで、基本計画の施策ごとに関連するゴールを示し、「SDGs」の視点を加えたまちづくりをすすめ、世界の様々な課題を解決する一助となるよう努めます。

### ■SDGsの17のゴール



### 3 基本目標

将来都市像を実現するための、まちづくりの具体的な目標を設定します。

1 誰もがやすらぎと生きがいを感じる「笑街健幸\*」のまちへ

2 子どもの成長や学びを地域全体で支えるまちへ

3 豊かな自然環境と地域の活力が誇りを育むまちへ

4 持続可能で快適な暮らしを支える都市基盤を備えるまちへ

5 自助・共助・公助の連携で安全で安心してらせるまちへ

6 未来への責任あるまちへ



\*笑街健幸:街角に笑顔があふれ、住民がいつまでも健康で幸せにくらす様子を表現した造語。

## 4 施策の大綱

6つの基本目標それぞれの達成に向けた「施策の大綱」を定め、施策を推進します。

### 基本目標1 誰もがやすらぎと生きがいを感じる「笑街健幸」のまちへ

健康づくりや予防に関する支援、福祉施策の充実とともに、誰もが生涯にわたって活躍し学びや文化活動を楽しめる環境づくりをすすめ、心身ともに健康で幸せを感じられるくらしの実現を支援します。

- 施策**
- 心と体の健康づくりの支援
  - 受診しやすい環境づくりの推進と予防体制の充実
  - すべての人の快適なくらしを支える体制の充実
  - 気軽に学び文化活動を楽しむ環境の充実



### 基本目標2 子どもの成長や学びを地域全体で支えるまちへ

安心して子どもを産み育てることができる環境を地域ぐるみでつくるとともに、保育・教育体制の一層の充実により、子育て世代の定住を促し、子どもたちの可能性とまちへの愛着を高めます。

- 施策**
- 子どもが健やかに育つ環境の充実
  - 子どもの可能性を育む学校教育の推進



### 基本目標3 豊かな自然環境と地域の活力が誇りを育むまちへ

柿田川をはじめとするかけがえのない自然環境の魅力を共有し守り続けるとともに、地域の宝や特長を生かした独自の産業振興や情報発信を通じて、まちの活力とまちへの誇りを高めます。

- 施策**
- 未来へ引き継ぐ自然環境の保全
  - 循環型社会形成への取組の推進
  - 地域の資源と特長を生かした産業の振興
  - 地域への愛着と関係人口拡大の推進



#### 基本目標4 持続可能で快適な暮らしを支える都市基盤を備えるまちへ

公共交通機関の充実や道路整備によって町内外への利便性を高めるとともに、適切な土地利用の推進、公園や下水道など快適な暮らしを支える施設の維持、整備をすすめ、「くらしやすさ」の基盤を強化します。

- 施策**
- 町内外への利便性を高める交通基盤の整備
  - やすらぎを感じる快適な暮らし環境の整備
  - 地区の特長を生かし高める土地利用の推進
  - 快適な暮らしを創出する下水対策の推進



#### 基本目標5 自助・共助・公助の連携で安全で安心してくらせるまちへ

「自助」「共助」「公助」のすべてのレベルで災害や犯罪に対する備えを強化し、安全で安心してくらせる環境づくりをすすめます。

- 施策**
- 災害に強いまちづくりの推進
  - 交通事故のないまちづくりの推進
  - 犯罪のないまちづくりの推進



#### 基本目標6 未来への責任あるまちへ

「協働」と「協創」、また様々な主体との「パートナーシップ」によって、効果的、効率的に施策に取り組んでいくとともに、限られた財源を有効に活用していくため、行財政改革をすすめます。

- 施策**
- 協働・連携によるまちづくりの推進
  - 情報戦略の推進
  - 行政改革の推進・行政経営の質の向上と効率化
  - 行政改革の推進・持続可能な財政の運営



## 5 土地利用構想

本町の8.81㎢という限られた町土は、後世に引き継がなければならない貴重な財産であるとともに、まちの持続的な発展と町民生活を支える大切な基盤です。

特に将来都市像「くらしやすさで未来をともにつくるまち・清水町」の実現に向けては、恵まれた自然環境との共生のもとで「くらしやすい」環境にさらに磨きをかけると同時に、広域連携を促進し、まちの活力を高める拠点エリアの形成など、町民それぞれの未来の創造を後押しできるような、都市基盤の充実と土地利用のすすめ方が求められます。

そこで、以下の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に土地利用をすすめます。なお、具体的な土地利用の指針は「都市計画マスタープラン」等に示します。

### ■土地利用の基本方針

#### 方針1 バランスと調和、連携に配慮した土地利用

農地や河川などの自然的土地利用については、環境等の保全に配慮しつつ、無秩序な開発を抑制し、住宅地、商業地、工業地などの都市的土地利用については、各機能の調和とネットワークの強化に配慮し、均衡ある発展とくらしやすさの基盤強化が持続的に行われる土地利用をすすめます。

#### 方針2 自然を保全し恵みをわかちあう土地利用

本町の魅力のひとつでもある柿田川をはじめとする緑豊かな自然環境は、区域や対象を明確にした上で保全を徹底する一方、その恵みを町民が分かちあえる環境整備をすすめます。また、周辺地域における都市的土地利用については、自然環境との調和・共生に配慮した都市づくりをすすめます。

#### 方針3 災害に強く快適なくらしを支える土地利用

地震や豪雨などによる自然災害対策の充実や公園・緑地等のゆとり空間の確保を図り、災害に強い環境づくりをすすめるとともに、健康で快適な居住空間の整備に配慮するなど、誰もが住み続けたくなる質の高い住環境形成に向けた土地利用をすすめます。

#### 方針4 地区の個性を伸ばし活力を高める土地利用

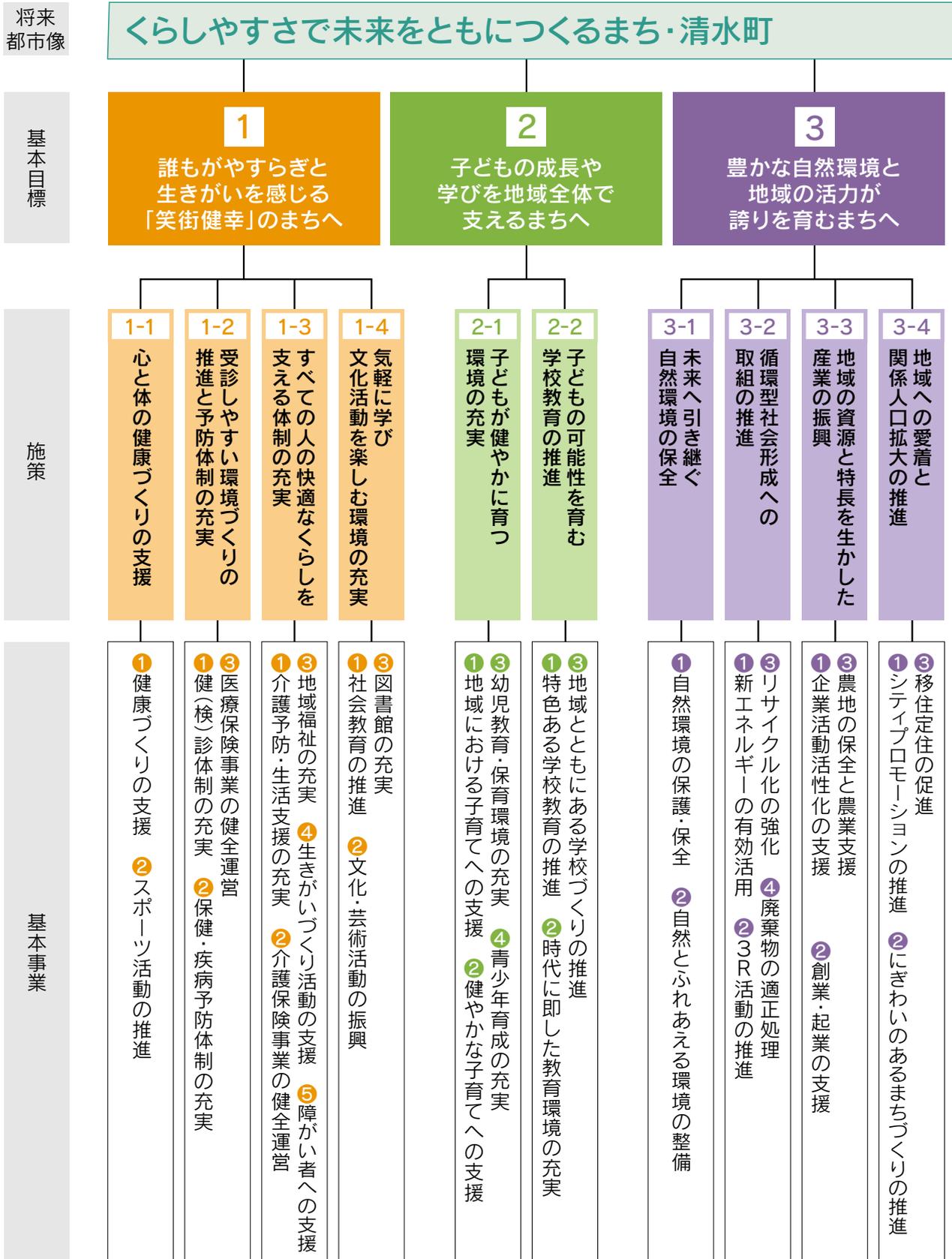
本町の顔となる市街地の形成・誘導を図り、各地域の特性を生かした都市づくりをすすめます。また、広域圏との連絡ネットワークの強化を通じて、拠点性が高まるエリアへ都市機能を積極的に誘導し、にぎわいや魅力の創出につなげる

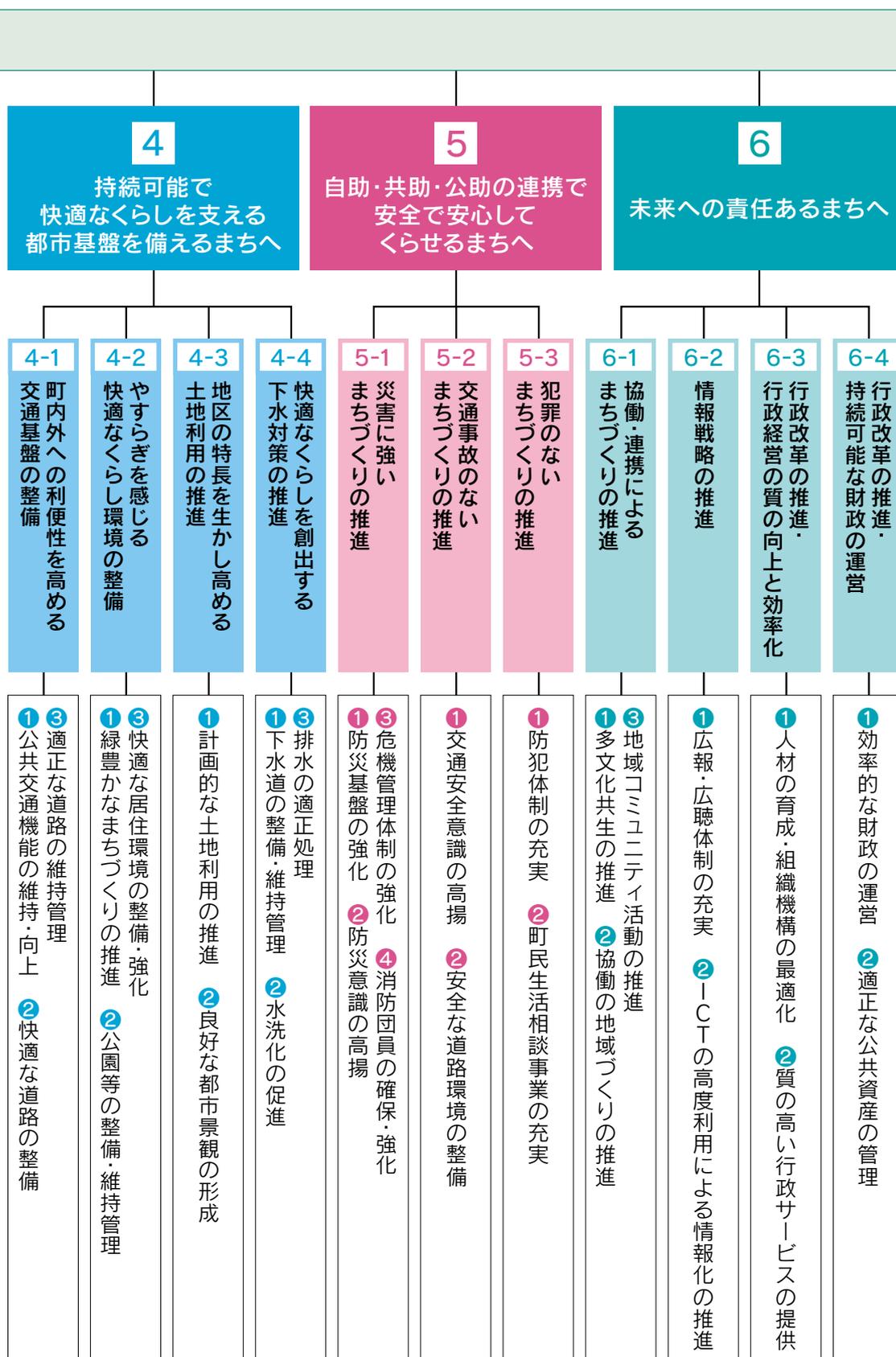
とともに、産業の活力を喚起するなどらしやすさの基盤を強化し、まちの活力を高める土地利用をすすめます。

#### 方針5 「協働・協創」ですすめる土地利用

土地の持つ公共的な性質を踏まえながら、地域住民が主体となって、企業、行政などとの相互理解と協働、合意形成を前提としたまちづくり計画やルールづくりをすすめ、町民が主役の開かれたまちづくりへの意識が醸成されるような仕組みづくりに努めます。

資料 第5次清水町総合計画体系図







## 前期基本計画

### 1 まちづくりのすすめ方

### 2 基本計画の見方

施策

#### 基本目標1

誰もがやすらぎと生きがいを感じる  
「笑街健幸」のまちへ

#### 基本目標2

子どもの成長や学びを  
地域全体で支えるまちへ

#### 基本目標3

豊かな自然環境と地域の活力が  
誇りを育むまちへ

#### 基本目標4

持続可能で快適な暮らしを支える  
都市基盤を備えるまちへ

#### 基本目標5

自助・共助・公助の連携で  
安全で安心してらせるまちへ

#### 基本目標6

未来への責任あるまちへ

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

# 1 まちづくりのすすめ方

## (1) 計画の進行管理

将来都市像「くらしやすさで未来をともにつくるまち・清水町」に向けたまちづくりを着実にすすめていくために、以下のPDCAサイクルによる本計画の進行管理を行います。

### ■基本計画の進行管理

年 度	PDCAサイクル	基本計画の進行	実施計画
2020	Plan(計画)	●前期基本計画策定	
2021	Do(実施)	実行	
2022			
2023			
2024	Check(評価)	●施策の指標による成果測定 ●くらしやすさ指標による成果測定	
2025	Action(改善) Plan(計画)	●成果検証・改善方針検討 ●後期基本計画策定	
2026	Do(実施)	実行	

活動指標に基づいて各計画の進捗を確認し、毎年度ローリング方式による見直しを行う。

## (2) 指標

将来都市像に向けたまちづくりの進捗状況を、きめ細かく、総合的に把握するため、以下の2種類の指標を活用します。

各指標の成果測定は、2024年度の町民アンケート調査等を基に算出し、実績評価を行います。

### ① 施策の指標

目標に向けた施策の達成状況を定量的に測るため、原則的に施策ごと以下の指針に基づいて指標を設定しました。

- ◇ 取組自体ではなく取組による“成果”を測る「成果指標」を基本とする。
- ◇ 統計調査や町民アンケート調査で確実に測定できる指標とする。
- ◇ 他の施策や要因の影響を受けにくい、当該施策による成果を的確に反映する指標を選定する。
- ◇ 最大で3つの指標を設定し、できる限り当該施策全体の成果を測れるよう配慮する。

## ②くらしやすさ指標

将来都市像「くらしやすさで未来をともにつくるまち・清水町」の実現に向けたまちづくりの進捗を総合的に把握するため、本町独自の「くらしやすさ指標」を導入します。

施策の指標で各施策の取組成果をきめ細かく把握する一方で、くらしやすさ指標では、6つの基本目標に含まれる「くらしやすさ」の大きな要素ごとに町民の評価を確認し、前期基本計画の成果を総合的に把握するとともに、後期基本計画の策定に活用します。

### ◆くらしやすさ指標設定の考え方

- 6つの基本目標それぞれについて、施策の内容を踏まえた4つの評価項目を設定し、本町の「くらしやすさ」の水準(町民視点からの評価)を測定します。
- 測定は町民アンケート調査によって行います。評価項目ごとに設問を設定しました。
- 設問は、現在のくらし環境の評価だけでなく、「未来」(持続可能性や次世代のくらし環境への意識)及び「ともにつくる」(協働やまちづくり参画度)といったキーワードにも沿ったものとする事で、計画理念を反映させた「くらしやすさ」を評価できるものとなりました。

### ◆評価点の算出方法

- 設問(例:「通勤・通学や日常生活での移動がしやすい」)ごとの5段階評価の回答を「思う(5点)、まあ思う(4点)、どちらでもない(3点)、あまり思わない(2点)、思わない(1点)」で点数化し、全回答者の平均点を算出します。
- 基本目標ごとに設定された4つの評価項目の平均点を2項目ずつ合計し、最大10点の評価点を算出します。
- 基本目標ごとに算出された2つの評価点の平均を、各基本目標の評価点とします。(最大10点)
- 全体で12の評価点すべてを合算(最大120点)し、最大100点に換算(1.2で除す)して総合評価点とします。

---

●**PDCAサイクル** : Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字をとったもので、計画から改善までを1つのサイクルとして効果的な運用を図る方法。

●**ローリング方式** : 変化する経済・社会情勢に弾力的に対応するため、毎年度修正や補完などを行う方法。

## ◆くらしやすさ指標の基準値(2020年度<令和2年度>測定結果)

<令和2年度 町民アンケート> 調査期間:令和2年7月13日(月)~8月11日(火)

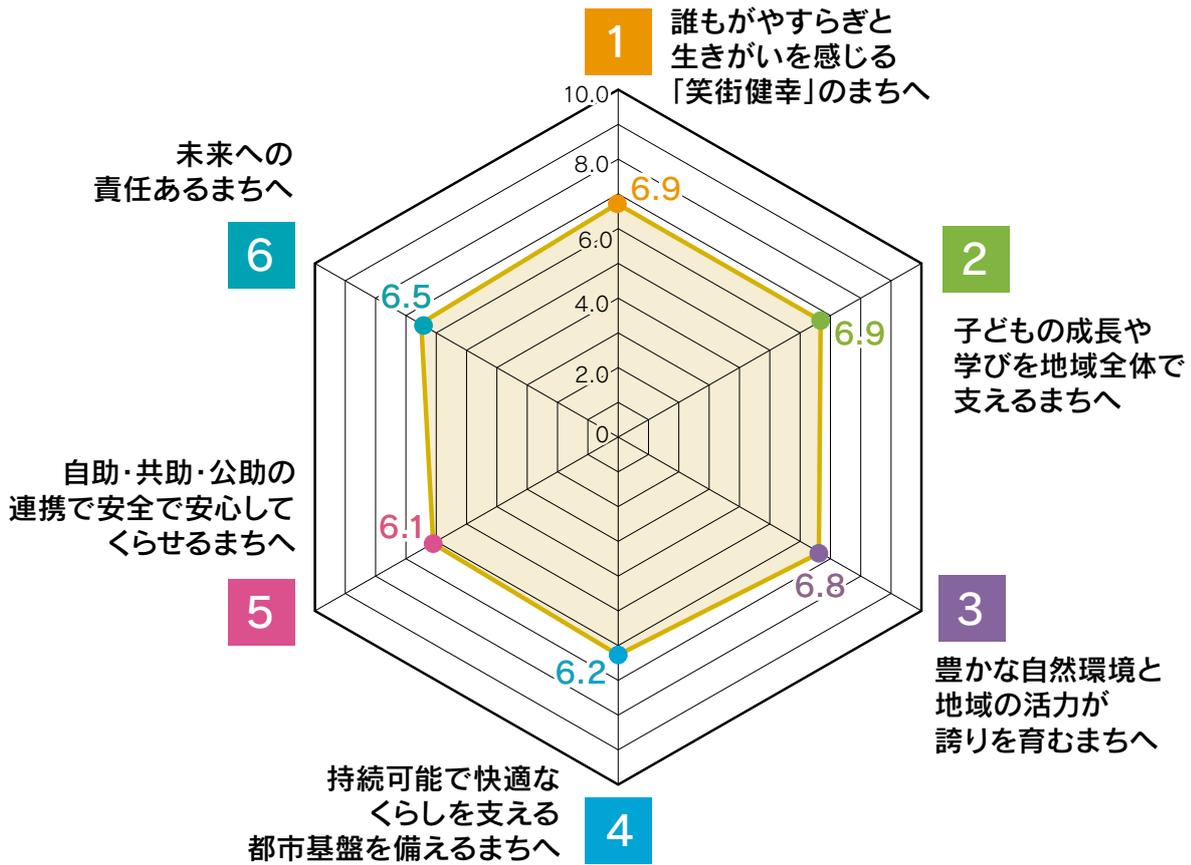
対象者:本町在住の16歳以上の男女から無作為に1,000人抽出 回答者:458人

### ■評価項目と評価点

基本目標	アンケート項目:(思う-思わない)5段階評価	個別評価点	評価点	基本目標評価点	総合評価
1. 誰もがやすらぎと生きがいを感じる「笑街健幸」のまちへ	心身とも健康に過ごせる環境がある	4.0	7.5	6.9	65.4 (100点) (満点換算)
	医療や介護の施設・サービスが整っている	3.5			
	生涯にわたって学び、成長する機会や場がある	3.1	6.2		
	趣味やスポーツを楽しむ環境が充実している	3.1			
2. 子どもの成長や学びを地域全体で支えるまちへ	子どもが健やかに成長できる環境がある	3.6	7.3	6.9	
	地域で子どもを見守り、支えてくれている	3.7			
	(行政・民間を問わず)教育施設やサービスが充実している	3.2	6.4		
	まちに愛着を持った子どもたちが育っている	3.2			
3. 豊かな自然環境と地域の活力が誇りを育むまちへ	自然に触れる機会が多い	3.7	7.3	6.8	
	次世代のために豊かな自然を守ろうとしている	3.6			
	住民がまちに愛着や誇りを持っている	3.3	6.3		
	まちに活力やにぎわいがある	3.0			
4. 持続可能で快適な暮らしを支える都市基盤を備えるまちへ	通勤・通学や日常生活での移動がしやすい	3.0	5.3	6.2	
	自家用車を利用しなくても困らない	2.3			
	清潔で、こちよくらせる環境が整っている	3.7	7.1		
	地域の生活環境にゆとりがある	3.4			
5. 自助・共助・公助の連携で安全で安心してらせるまちへ	犯罪の不安を感じることがない	3.1	5.8	6.1	
	交通事故の危険が少ない	2.7			
	自然災害に対する備えが充分である	3.0	6.4		
	災害時に近隣の人と助け合う関係ができています	3.4			
6. 未来への責任あるまちへ	地域で、助け合いや支え合いができています	3.4	6.6	6.5	
	住んでいるまちをもっと良くしようとする人が多い	3.2			
	地域には、文化や価値観が違う人も受け入れる寛容さがある	3.1	6.3		
	節電やごみの減量など、環境に配慮している人が多い	3.2			

※小数点第2位以下の数値は四捨五入しています。

■基本目標評価点



## 2 基本計画の見方

基本目標1 誰もがやすらぎと生きがいを感じる「笑街健幸」のまちへ

### 施策1-3 すべての人の快適な暮らしを支える体制の充実

#### 現状と課題

- 高齢化に伴い、単身高齢者の見守りや認知症への支援など、多様なニーズに対応できる体制
- 社会情勢 施策が対象とする分野の現状や課題に つながりや介護予防活動 関する主なポイントを記載しています。
- 障がい者 体制の強化や居場所の確保が求められています。

#### 施策の目標

- ここちよいくらしを人生の最後まで続けることができる環境づくりを目指し
  - 高齢者 施策への取組によってどのような状態を目指 します。
  - 認知症 すのか、施策の主な目標を示しています。
- 安心してくらするまちづくりをすすめます。

#### 目標指標

指標	基準値 (計画策定時の状況)	目標値
元気な高齢者の割合	57.5 %	60.0 %
根拠: 町民「まあ	施策の主な達成状況を数値で測定し、成果を明らかにするため、指標(成果指標)を設定しています。	
趣味や仕事		60.0 %
根拠: 町民「やや充実している」と回答した町民の割合を算出	または	

SDGsのゴール▶



将来都市像に向けた3つの取組方針の「SDGs」を踏まえ、施策に関連する主な「SDGs」のゴールを示しています。

基本事業

1-3-1

介護予防・生活支援の充実

高齢者の生活機能の維持・向上のための介護予防・日常生活支援総合事業の推進や地域包括ケア

施策の実施に必要な事業を分類し、

1-3-2

介護保険事業の健全運営

取り組んでいく内容を示しています。

正な利用を推進  
更性向上を図り

1-3-3

地域福祉の充実

社会福祉協議会の活動を支援しながら、拠点施設である福祉センターを活用した事業に取り組みます。

1-3-4

生きがいづくり活動の支援

シルバー人材センターの運営支援、敬老会などの開催やシニアクラブの加入促進など、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に取り組みます。

1-3-5

障がい者への支援

障がい者やその家族からの相談や要望に応じ、必要な給付や支援を行うとともに、社会参加を応援する仕組みづくりを構築するなど、地域生活の充実を図ります。

関連する個別計画

- 高齢者保健福祉計画
- 介護サービス計画
- 地域包括ケアシステム
- 障害者福祉計画
- 障害児福祉計画

基本計画に関連する個別計画を  
施策ごとに示しています。



基本目標1

誰もがやすらぎと生きがいを感じる「笑街健幸」のまちへ

● 地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れぬよう連携したサービス提供体制を構築すること

本文中の用語について説明しています。

## 施策1-1 心と体の健康づくりの支援

### 現状と課題

- 健康に関する意識啓発活動やイベントなどは、参加率の伸び悩みや参加者の固定化がみられるため、参加者のさらなる拡大が求められます。
- それぞれのライフスタイルに合わせた健康づくりに関する相談支援や活動機会の創出など、一層の充実が求められます。
- スポーツを通じた健康増進を図るため、既存施設を活用した教室やイベントなどの活性化をすすめるとともに、施設の老朽化対策を講じていく必要があります。
- こころの健康増進及び自殺者の抑制を図るため、身近な相談体制の充実や学校での学びの機会の創出が求められています。

### 施策の目標

- 笑顔があふれいつまでも健康で活躍できるまちを目指します。
- ボランティアと連携し、健康に関する地域活動の輪を広げます。
- 日常的にスポーツを楽しむ町民が増え、健やかでいきいきとしたくらしの広がりを目指します。

### 目標指標

指標	基準値 <small>(計画策定時の状況)</small>		目標値	
こころもからだも健康であると感じる町民の割合	64.5	%	72.0	%
根拠：町民アンケートにて、こころもからだも健康であると感じる町民の割合を算出				
健康のための運動習慣をもつ40歳以上の町民の割合	42.5	%	50.0	%
根拠：町民アンケートにて、健康を目的として継続的にスポーツ(軽い運動)を月2回以上行っている40歳以上の町民の割合を算出				



## 基本事業

### 1-1-1 健康づくりの支援

まほろば館(保健センター)を拠点に、生涯を通じた健康づくりの取組を推進します。また、健康づくりを手軽に実践できる身近な場づくりや機会づくりを行います。

### 1-1-2 スポーツ活動の推進

レクリエーションスポーツの普及やスポーツリーダーなどの養成を推進するとともに、スポーツ施設のさらなる活用を図ります。

## 関連する個別計画

- 健康増進計画
- 食育推進計画
- 歯科保健行動計画
- 自殺対策推進計画
- 公共施設等総合管理計画



施策1-2 受診しやすい環境づくりの推進と予防体制の充実

現状と課題

- がん検診指針に基づく検診体制の整備が不十分なほか、本町の検診以外で受診した検診情報の把握に向けた広域での取組をすすめていく必要があります。
- 幼児健診の未受診者への受診勧奨の強化に取り組んでいますが、受診率が伸び悩んでいます。
- 特定健診の受診率向上に向けて受診しやすい環境づくりに取り組んでいますが、受診率が上がらないため、生活習慣病の発症や疾病の重症化が懸念されます。

施策の目標

- 健(検)診の受診率の向上により、生活習慣病の発症や疾病の重症化を防ぎます。
- 適切な医療を受けられる環境を整えます。
- 健康寿命の延伸を目指します。

目標指標

指標	基準値 (計画策定時の状況)		目標値	
かかりつけ医がいる町民の割合	67.4	%	80.0	%
根拠: 町民アンケートにて、かかりつけ医がいる町民の割合を算出				
幼児健診受診率	96.3	%	97.5	%
根拠: 1歳6か月児健診・3歳児健診の受診率を算出				
がん検診受診率	15.0	%	50.0	%
根拠: 本町が実施する各種がん検診の受診率を算出				



## 基本事業

### 1-2-1 健(検)診体制の充実

誰もが自分の健康状態を把握できるよう、受診勧奨や受けやすい健(検)診体制の充実を図ります。

### 1-2-2 保健・疾病予防体制の充実

乳児期から高齢期まで、各世代に必要な受診体制を整備し、早期発見・早期治療を推進するなど、心と身体の健康づくりの充実を図ります。また、発症予防、重症化予防のための保健予防活動を推進していきます。

### 1-2-3 医療保険事業の健全運営

疾病・負傷・出産などに対する医療費の適正な給付、レセプト点検のほか、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の納付を促進し、健全運営に取り組みます。

## 関連する個別計画

- 国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)
- 特定健康診査等実施計画
- 歯科保健行動計画



施策1-3 すべての人の快適な暮らしを支える体制の充実

現状と課題

- 高齢化に伴い、単身高齢者の見守りや認知症への支援など、多様なニーズに対応できる体制整備が求められています。
- 社会情勢の変化による高齢者の健康不安が増す中、高齢者同士のつながりや介護予防活動などが果たす役割も大きくなっています。
- 障がい者と家族の相談支援や個別のニーズへの対応等、さらなる体制の強化や居場所の確保が求められています。

施策の目標

- ここちよいくらしを人生の最後まで続けることができる環境づくりを目指します。
- 高齢者がいきいきと活躍し、幅広い世代が活発に交流するまちを目指します。
- 認知症や介護が必要な人、障がいのある人が必要な支援を受けられ、安心してくらせるまちづくりをすすめます。

目標指標

指標	基準値 <small>(計画策定時の状況)</small>		目標値	
元気な高齢者の割合	57.5	%	60.0	%
根拠: 町民アンケートにて、65歳以上で、こころもからだも健康であると「思う」または「まあ思う」と回答した町民の割合を算出				
趣味や仕事があり生活が充実している高齢者の割合	56.4	%	60.0	%
根拠: 町民アンケートにて、65歳以上で、趣味や仕事があり生活が「充実している」または「やや充実している」と回答した町民の割合を算出				



## 基本事業

### 1-3-1 介護予防・生活支援の充実

高齢者の生活機能の維持・向上のための介護予防・日常生活支援総合事業の推進や地域包括ケアシステムの強化などに取り組みます。

### 1-3-2 介護保険事業の健全運営

介護サービスの安定的な供給、適正な利用を推進するほか、介護保険料納入の利便性向上を図ります。

### 1-3-3 地域福祉の充実

社会福祉協議会の活動を支援しながら、拠点施設である福祉センターを活用した事業に取り組みます。

### 1-3-4 生きがいづくり活動の支援

シルバー人材センターの運営支援、敬老会などの開催やシニアクラブの加入促進など、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に取り組みます。

### 1-3-5 障がい者への支援

障がい者やその家族からの相談や要望に応じ、必要な給付や支援を行うとともに、社会参加を応援する仕組みづくりを構築するなど、地域生活の充実に図ります。

## 関連する個別計画

- 高齢者保健福祉計画
- 介護保険事業計画
- 地域福祉計画
- 障害者計画
- 障害福祉計画
- 障害児福祉計画



● **地域包括ケアシステム**：高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

## 施策1-4 気軽に学び文化活動を楽しむ環境の充実

### 現状と課題

- 社会教育の役割として、社会の多様化に伴う複雑化した地域の課題を解決する人材の育成が求められていますが、学習成果を活用する機会が少なく、個人の学習活動に留まっています。
- 本町の歴史や文化財は、未来へ継承する遺産、地域活性化につなげる交流資源として引き続き保存・保護を行っていく必要があります。また、文化・芸術団体では、若者の確保と後継者育成が深刻な問題となっています。
- まほろば館が広く町民の憩いの場として愛され、地域に根付くよう、図書館資料の充実や複合施設としての特長を生かしたソフト事業の展開が求められます。

### 施策の目標

- いつでも誰でも学ぶことができる、心身ともに健康で過ごせるまちを目指します。
- 協働の取組を強化し、多様な文化芸術の保護と振興を図ります。
- 地域交流センターとまほろば館を中心とした魅力ある文化的拠点の形成を図ります。

### 目標指標

指標	基準値 <small>(計画策定時の状況)</small>		目標値	
社会教育の講座や教室にまた参加したいと思う人の割合	92.4	%	93.5	%
根拠: 社会教育の講座や教室の参加者へのアンケートにて、次回もまた参加したいと回答した方の割合を算出				
町民1人あたりの図書貸出点数	2	点	5	点
根拠: 年度の町立図書館貸出点数を人口で除した数を算出				



## 基本事業

### 1-4-1 社会教育の推進

町民の自発的な学習への取組を支援するとともに、その成果を生かせる機会を拡大します。また、社会教育施設のさらなる活用を目指し、施設の整備や内容の充実を図ります。

### 1-4-2 文化・芸術活動の振興

町の歴史や文化財への興味・関心を高めるため、情報の周知や学習機会を提供します。また、町民が多様な文化事業に参加できる機会を提供するとともに、各種芸術・文化団体の自主的な活動を支援し活動の活性化を図ります。

### 1-4-3 図書館の充実

図書館機能を生かしたソフト事業を展開するとともに、計画的に魅力ある資料の充実に努め、図書ボランティアの育成強化に取り組みます。また、保健センターや学校などとの連携により、幅広い世代の利用促進を図ります。

## 関連する個別計画

- 教育大綱
- 子ども読書活動推進計画



## 施策2-1 子どもが健やかに育つ環境の充実

### 現状と課題

- 親子が安心して遊べる場や交流できる施設など、子育てに関する支援策は充実していますが、さらなる情報発信の強化や地域で子育てを支え合う取組の推進が求められます。
- 保育所では待機児童が発生している一方で、町立幼稚園は定員に対して5割程度の入園率となっており、出生数の推計に合わせて保育所と幼稚園とのあり方を見直す必要があります。
- 家庭を取り巻く社会環境が変化する中、家族形態の変化や地域とのつながりの希薄化などにより、家庭・地域の教育力の低下が見られることから、地域や社会全体による家庭教育への支援が喫緊の課題となっています。

### 施策の目標

- 誰もが安心して子どもを産み育てられる、地域ぐるみで子育てを応援するまちを目指します。
- 子育てと仕事を両立できる環境のさらなる向上を目指します。
- 「地域の子どもは地域で育てる」機運を高めるとともに、未成年の犯罪・非行を防止します。

### 目標指標

指標	基準値 <small>(計画策定時の状況)</small>		目標値	
子育てしやすいまちだと思ふ保護者の割合	70.6	%	80.0	%
根拠：町民アンケートにて、小学校3年生以下の子を持つ町民で、子どもが健やかに成長できる環境があると「思う」または「まあ思う」と回答した割合を算出				
ファミリー・サポート・センター活動件数	481	件	500	件
根拠：ファミリー・サポート・センター事業の年間の援助活動件数を集計				



## 基本事業

### 2-1-1 地域における子育てへの支援

子育て総合支援センターなどの施設を拠点に、子育てについての相談支援や情報提供などを実施するほか、少子化対策への取組を強化します。また、親子で楽しめるイベント事業やファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。

### 2-1-2 健やかな子育てへの支援

こども医療費助成事業やひとり親家庭の支援に加え、病児・病後児預かり体制の充実など、きめ細やかな子育て支援に取り組みます。

### 2-1-3 幼児教育・保育環境の充実

町立施設の安全性、利便性を高めながら、特色ある幼児教育の推進や民間施設の運営を支援するなど、未就学児の健全育成に取り組みます。

### 2-1-4 青少年育成の充実

地域が青少年の育成に積極的に関わる風土を醸成し、多様な体験や活動に参加する中で、多くの人と関わり、青少年の自立・参画・共生を育む環境の充実を図ります。

## 関連する個別計画

- 子ども・子育て支援事業計画
- 教育大綱



●ファミリー・サポート・センター：仕事と子育ての両立を支援するため、地域において、子どもの預かりなどの援助を行いたい者と援助を受けたい者が会員となり助け合う、相互援助活動を行う。子育て総合支援センター内に設置。

## 施策2-2 子どもの可能性を育む学校教育の推進

### 現状と課題

- 情報化が急激に進展する中、情報活用能力を身に付けるため、ICT教育のさらなる充実を図る必要があります。
- 各種支援員を配置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を支援していますが、ニーズの多様化により、きめ細やかな対応が求められています。
- 国際感覚を身に付ける教育を推進するため、各学校へのALTの配置などといった本町独自の英語教育のほか、国際交流協会による海外姉妹都市交流事業などを行っています。グローバル化の進展に伴い、さらなる充実が求められています。
- 学校施設の老朽化への対応として、長寿命化計画に基づき改修などをすすめていく必要があります。

### 施策の目標

- すべての子どもが安全で安心して学べる学校環境を整備します。
- 地域の未来を担う子どもたちを地域ぐるみで育てるとともに、心の豊かさとしるさとへの誇りを育む教育を推進します。
- 時代や環境に即した教育プログラムを推進します。
- 子どもの成長に合わせた切れ目のない教育を推進します。

### 目標指標

指標	基準値 (計画策定時の状況)		目標値	
学校が楽しいと思っている児童生徒の割合	89.8	%	92.0	%
根拠: 学校評価にて、学校が楽しいと思うかについて「そう思う」または「ややそう思う」と回答した児童生徒の割合を算出				
将来の夢や目標を持っている生徒の割合	75.0	%	78.0	%
根拠: 学校評価にて、将来の夢や目標を持っているかについて「そう思う」または「ややそう思う」と回答した生徒の割合を算出				
地域や社会を良くするために、何かをしているまたは何をすべきかを考える生徒達の割合	73.0	%	76.0	%
根拠: 学校評価にて、地域や社会を良くするために、何かをしているまたは何をすべきかを考えているかについて、「そう思う」または「ややそう思う」と回答した生徒の割合を算出				



## 基本事業

### 2-2-1 特色ある学校教育の推進

各小中学校へのALTの配置をはじめとする英語教育の充実や、豊かな自然環境や歴史、文化といった本町ならではの地域に根ざした教育の推進に取り組みます。また、低学年生活支援員や特別支援学級支援員などの配置など、支援体制の充実を図ります。

### 2-2-2 時代に即した教育環境の充実

ICT教育環境の充実を図るとともに、安全安心で快適な教育を受けられるよう、学校施設や設備、教育機器などを計画的に整備します。

### 2-2-3 地域とともにある 学校づくりの推進

学校運営協議会の活動を強化し、地域の教育力を積極的に学校教育に取り込むとともに、学校だよりやホームページなどを活用して積極的に情報を発信し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進することにより、「次世代の学校づくり」をすすめます。

## 関連する個別計画

- 教育大綱
- 公共施設等総合管理計画



- **ICT教育**：パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術 (Information and Communication Technology) を活用した教育手法。
- **ALT**：英語が使える日本人の育成のための行動計画に基づき、国際化に対応した教育を行い、外国人による生きた英語を学ぶ機会を与え、英語や外国文化に親しむため、外国語教育を支援、補助する外国人講師。

### 施策3-1 未来へ引き継ぐ自然環境の保全

#### 現状と課題

- 柿田川の希少な自然環境を保全するため、官民が連携し、外来種の駆除作業や富士山植樹などの活動を行っています。
- 良好な自然環境を後世へつないでいくためにも、町民の環境意識をさらに高める必要があります。
- みんなが憩い、自然にふれあえる場所を計画的に整備するため、本城山公園をはじめとする未整備箇所や既存公園施設のあり方について、長期的な方針を示す必要があります。

#### 施策の目標

- 官民連携の保全活動により、柿田川の希少な自然環境を未来に引き継ぎます。
- 自然とふれあう機会を創出し、地域への誇りと愛着を高めます。
- 安心して公園を利用できる環境を整えます。
- 貴重な環境を保全するため、環境教育・保全行動を実践する人材の育成を地域・事業者などと連携して実施します。

#### 目標指標

指標	基準値 <small>(計画策定時の状況)</small>		目標値	
環境教室や環境保全活動に参加したことがある町民の割合	3.3	%	4.0	%
根拠: 町民アンケートにて、地域の活動や行事のうち、環境教室や環境保全活動に「参加したことがある」と回答した町民の割合を算出				
柿田川公園などを利用している町民の割合	42.0	%	50.0	%
根拠: 町民アンケートにて、柿田川公園、丸池公園、本城山公園を年1回以上利用している町民の割合を算出				



## 基本事業

### 3-1-1 自然環境の保護・保全

柿田川の環境保全活動や柿田川浄化施設の維持管理を行うほか、自然環境に対する保全意識の啓発を図るため、環境教育や学習機会の充実を図ります。

### 3-1-2 自然とふれあえる環境の整備

ジオサイトである柿田川湧水群、丸池、本城山を中心に、各都市公園の整備とあわせて豊かな自然にふれあえる環境づくりに取り組みます。



●**ジオサイト**：地形のなりたちがわかる見どころのこと。地質学的にみて国際的な価値のあるサイトがあり、「保護」「教育」「持続可能な開発」が一体となった概念により管理されたエリアがジオパークである。

## 施策3-2 循環型社会形成への取組の推進

### 現状と課題

- CO<sub>2</sub>削減のため、新エネルギーなどの機器の設置費助成に取り組んでいますが、対象とする環境負荷低減機器などを継続的に見直す必要があります。
- 生活系のごみ収集量は減少傾向にありますが、事業系のごみ収集量は増加傾向となっており、住民・事業者双方の廃棄物の発生抑制に対する意識の高揚と、削減に向けたさらなる取組が必要です。
- 資源リサイクルを促進するため、各区自治会や子ども会などの集団回収を奨励していますが、廃棄物を巡る世界的な情勢から、リサイクル処理ルート確保が困難な状況になっているため、発生抑制を踏まえた賢い消費者行動が求められています。

### 施策の目標

- 新エネルギーなどの機器の導入を促進し、身近な生活での環境負荷の軽減を図ります。
- 「3R活動」により、資源の循環社会を推進します。
- 循環型社会を形成するために、住民と事業者が一体となった取組を実施します。

### 目標指標

指標	基準値 <small>(計画策定時の状況)</small>		目標値	
町民1人あたりのごみ排出量	750	g/日	740	g/日
根拠：一般廃棄物処理事業実態調査(全ごみ量)より				
リサイクル率	21.9	%	23.0	%
根拠：一般廃棄物処理事業実態調査(リサイクル率)より				



## 基本事業

### 3-2-1 新エネルギーの有効活用

環境負荷の少ない新エネルギーなどの機器の利用促進、普及を図るための支援に取り組みます。

### 3-2-2 3R活動の推進

3R(Reduce・〈リデュース〉・Reuse〈リユース〉・Recycle〈リサイクル〉)を消費者と事業者の視点で推進し、ごみのさらなる減量に取り組みます。

### 3-2-3 リサイクル化の強化

ごみの正しい分別について周知を強化するとともに、リサイクル率の向上に向けた取組について検討をすすめます。

### 3-2-4 廃棄物の適正処理

廃棄物処理施設などの関連機関との連携を深め、廃棄物の適正処理体制の充実を図ります。

## 関連する個別計画

- 一般廃棄物処理基本計画
- 災害廃棄物処理計画



- 環境負荷低減機器**：環境負荷の軽減に資する機器（住宅用太陽光発電システム、家庭用蓄電池システムなど）。
- リサイクル処理ルート**：家電リサイクル法の下で製造業者等により処理される廃家電（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機など）以外の廃家電を処理する方法・場所。
- 3R**：Reduce(リデュース)・Reuse(リユース)・Recycle(リサイクル)の3つのRの総称。

### 施策3-3 地域の資源と特長を生かした産業の振興

#### 現状と課題

- 町内の中小企業を支援する助成制度の充実を図るとともに、創業や起業、事業承継に向けた相談支援に取り組んでいますが、事業者のニーズを捉えながら、さらなる支援を検討する必要があります。
- 企業誘致や留置に向け、伴走型の相談支援や補助金制度による産業振興に取り組んでいます。
- 地域通貨・ゆうすいポイント制度の利用者は増加傾向にあり、加盟店の充実など、一層の利便性向上に取り組んでいます。
- 農業従事者は年々減少傾向にありますが、営農継続の支援や農地集積をすすめるほか、引き続き遊休農地の増加抑制や農地法違反の是正に取り組む必要があります。

#### 施策の目標

- きめ細やかな産業支援を展開し、自立した強いまち・清水町を目指します。
- 商工会や特定創業支援等事業者などと連携し、創業・起業支援を推進します。
- JAなどと連携し、営農活動を支援します。

#### 目標指標

指標	基準値 (計画策定時の状況)		目標値	
本町内立地企業 事業所数	1,068	社	1,088	社
根拠: 法人税課税事業者数より				
高い技術力で全国に認められる事業者数	4	件	6	件
根拠: 国や県の認定制度等該当事業者数 (地域未来牽引企業など) より				



## 基本事業

### 3-3-1 企業活動活性化の支援

中小企業支援事業や融資利子補給事業のほか、商工会活動の支援、沼津市・清水町勤労者共済会事業などを実施します。また、企業誘致の有力候補地の選定や必要に応じた調査により、適地への誘導をすすめます。

### 3-3-2 創業・起業の支援

創業・起業に向けた相談窓口の運営や各種セミナーを開催します。また、第二創業を考える個人・企業に対する支援を強化します。

### 3-3-3 農地の保全と農業支援

農地法などに基づく農業委員会事務や農地利用最適化推進委員の活動などに取り組みます。また、地域農業団体への支援や地産地消の拡大に向けた取組をすすめます。

## 関連する個別計画

### ●水ビジョン(産業・観光振興ビジョンおよびアクションプラン)



- 地域通貨・ゆうすいポイント制度**：町内の公共施設やお店で貯めて町内で使える1ポイント1円の価値をもつ地域通貨。
- 第二創業**：中小企業などの比較的規模が小さな会社が、新しい経営者を就任させ、先代から引き継いだ事業の刷新を図り、これまでとは全く別の分野に進出すること。
- 農地利用最適化推進委員**：3年間の任期で専任され、農業委員と連携し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を行う。

## 施策3-4 地域への愛着と関係人口拡大の推進

### 現状と課題

- 観光交流客数は増加基調にありましたが、社会情勢の変化により今後の観光需要動向の見通しは不透明です。また大量集客を基軸としてきた従来型の観光振興の見直しが求められています。
- 湧水まつりなどのイベント事業では、地域や各種団体との協働によるにぎわいの創出を推進する必要があります。
- 首都圏などからの移住促進では、テレワークを導入する企業の増加を契機に、地域の特長を生かしたプロモーション活動の展開を検討していく必要があります。

### 施策の目標

- 圏域の自治体や関係団体との連携により、地域観光の魅力を高めます。
- イベントを通じて郷土への誇りや愛着を高めるとともに、地域のにぎわいを創出します。
- 観光誘客やシティプロモーションを通じて関係人口の拡大を目指します。

### 目標指標

指標	基準値 <small>(計画策定時の状況)</small>		目標値	
観光交流客数	52.2	万人	52.2	万人
根拠: 静岡県観光交流客数調査より				
県外からの転入者数	655	人	680	人
根拠: 県外から本町への転入者数(国外からの転入者を含む)				



## 基本事業

### 3-4-1 シティプロモーションの推進

若い世代の力をまちづくりに取り込み、本町のブランドを高めるとともに、協働によるシティプロモーションを推進します。

### 3-4-2 にぎわいのある まちづくりの推進

新しいにぎわいづくりのあり方や地域の活力を生かしながら、湧水まつりをはじめとする交流イベントを推進します。

### 3-4-3 移住定住の促進

首都圏などからの移住促進や、Uターンへの効果的な取組を検討するとともに、くらしやすいまちのPRを図ります。

## 関連する個別計画

### ●水ビジョン(産業・観光振興ビジョンおよびアクションプラン)



- テレワーク**：インターネットなどのICTを利用することで、本来勤務する場所から離れ、自宅などで仕事をする事。
- Uターン**：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

## 施策4-1 町内外への利便性を高める交通基盤の整備

### 現状と課題

- 地域生活に必要な交通手段を確保するため、町内循環バスの運行や不採算バス路線の補助事業を行っていますが、公共交通機能の利便性に対する町民の満足度は低く、さらなる改善が求められています。
- 都市計画道路西間門新谷線の整備促進などにより、道路の交通環境は向上してきていますが、渋滞の解消に向けたさらなる取組が求められています。
- 道路舗装、橋梁などのストック点検や道路パトロールなどにより、劣化箇所などの補修を行っていますが、経年劣化が著しく、維持管理に必要な経費が年々増加しています。

### 施策の目標

- 公共交通機能の改善をすすめ、町民の利便性向上を目指します。
- 高齢者や障がいのある方をはじめ、誰にもやさしい交通環境づくりをすすめます。

### 目標指標

指標	基準値 (計画策定時の状況)		目標値	
移動に不便を感じる町民の割合	38.6	%	35.0	%
根拠: 町民アンケートにて、町内や近郊の市町への移動に不便を感じる事が「ある」と回答した町民の割合を算出				
都市計画道路の整備率	60.0	%	63.2	%
根拠: 静岡県の都市計画(資料編)より編集 (6路線: 合計延長9,550m、改良済延長計5,730m)				



## 基本事業

### 4-1-1 公共交通機能の維持・向上

町外の公共交通結節点とを繋ぐ公共交通ネットワークを確保するため、バス事業者との連携を強化し、効果的な路線やダイヤ編成の検討に取り組みます。

### 4-1-2 快適な道路の整備

都市計画道路の整備を計画的にすすめるとともに、生活道路の効果的な改良工事などにより、快適に通行できる道路環境の充実を図ります。

### 4-1-3 適正な道路の維持管理

定期的な道路点検などを実施するとともに、劣化箇所や更新が必要な個所について適切な維持修繕を行います。

## 関連する個別計画

- 都市計画道路見直し方針
- 都市内道路整備プログラム
- 橋梁長寿命化修繕計画



## 施策4-2 やすらぎを感じる快適な暮らし環境の整備

### 現状と課題

- 各地区の花の会などと連携し、地域緑化の普及・啓発に取り組んでいますが、会員の高齢化による担い手不足が課題となっています。
- 各地区には児童遊園地などの公園が整備されており、町民の憩いの場として利用されていますが、経年劣化による施設の老朽化がすすんでいます。
- 1万人クリーン作戦など、環境美化活動への取組や啓発などにより、居住環境の向上に取り組んでいます。

### 施策の目標

- 地域とともに身近な緑をつくり、育てます。
- いつでも安心して利用できる公園整備と適正な維持に努めます。
- 環境保全活動への町民参加を促進します。

### 目標指標

指標	基準値 <small>(計画策定時の状況)</small>		目標値	
住まいの周辺環境を快適と感じる町民の割合	71.1	%	75.0	%
根拠: 町民アンケートにて、自宅の周辺環境を快適だと「感じる」または「少し感じる」と回答した町民の割合を算出				
町民1人あたりの公園面積	2.9	m <sup>2</sup>	3.0	m <sup>2</sup>
根拠: 公園の総面積を人口で除した数値から算出				



## 基本事業

### 4-2-1 緑豊かなまちづくりの推進

花の会への支援やみどりまつりによる緑化意識の普及・啓発に取り組むとともに、花や緑で彩られた美しいまちづくりを推進します。

### 4-2-2 公園等の整備・維持管理

公園や児童遊園地などが町民の憩いの場として安全に利用できるよう、適切な維持管理に取り組みます。

### 4-2-3 快適な居住環境の整備・強化

環境保全事業、公害対策などにより、快適な居住環境の向上に取り組めます。また、町営住宅の適切な維持管理を行います。



### 施策4-3 地区の特長を生かし高める土地利用の推進

#### 現状と課題

- 都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、「コンパクト+ネットワーク」による持続可能な都市機能の集約をすすめていく必要があります。
- 都市計画道路玉川卸団地線の整備に合わせた町東部地域の土地利用について、土地区画整理事業による基盤整備を目指して取り組んでいますが、地域の実情に応じた多様な課題への対応が求められています。
- 無秩序な開発を抑制するとともに、本町ならではの豊かな景観資源を生かしたまちづくりが求められています。

#### 施策の目標

- 持続可能なまちづくりに向けた拠点エリアの形成を目指します。
- 町、町民や事業者が一体となって、魅力ある景観形成を目指します。

#### 目標指標

指標	基準値 <small>(計画策定時の状況)</small>	目標値
市街化区域内の都市的土地利用率	94.7 %	96.0 %
根拠：市街化区域面積のうちの都市的土地利用が図られている面積の割合を算出		



## 基本事業

### 4-3-1 計画的な土地利用の推進

都市計画法に基づき土地利用の適切な規制や誘導、都市施設などの都市計画決定を行うなど、都市計画マスタープランに定めたまちづくりを推進していきます。

### 4-3-2 良好な都市景観の形成

清水町景観計画に基づき、関係機関などとの連携を図りながら良好な景観形成に取り組みます。

## 関連する個別計画

- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画
- 景観計画



- コンパクト+ネットワーク：人口減少・少子高齢化がすすむ中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの都市機能を確保し、誰もが安心してくらすよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりをすすめること。

## 施策4-4 快適な暮らしを創出する下水対策の推進

### 現状と課題

- 下水道の供用開始区域の拡大整備をすすめています。事業費や人員の不足により各種計画の整備に遅れが生じています。特定財源の確保に努めながら、計画的かつ効果的な下水道整備の推進が求められています。
- 下水道の供用区域における未接続世帯の解消に取り組み、下水道の普及促進に努めています。

### 施策の目標

- 生活環境の快適性を高め、「くらしやすさ」の基盤を強化します。
- 下水道施設機能の維持や適正な管理により、汚水の安定的な排出を図ります。

### 目標指標

指標	基準値 <small>(計画策定時の状況)</small>		目標値	
下水道の普及率	66.7	%	76.0	%
根拠: 行政人口のうち下水道を整備した処理区域内人口の割合を算出				
下水道の整備率	51.8	%	58.0	%
根拠: 全体計画面積のうち下水道を整備した処理面積の割合を算出				



## 基本事業

### 4-4-1 下水道の整備・維持管理

下水道の幹線・枝線の整備を実施するほか、ストックマネジメント事業や中継ポンプ場などの下水道施設の維持管理を行います。

### 4-4-2 水洗化の促進

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、下水道の普及促進に取り組みます。

### 4-4-3 排水の適正処理

廃棄物処理法（一般廃棄物処理など基本計画）に基づき、し尿や浄化槽汚泥の適正処理のほか、発災時などにおける生活排水対策を行います。

## 関連する個別計画

- 公共下水道事業計画
- 公共下水道整備事業重点計画
- 下水道ストックマネジメント計画
- 下水道事業経営戦略



- (下水道)ストックマネジメント事業：下水道施設全体を対象に、目標とする明確なサービス水準を定め、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて計画的かつ効率的に管理していくこと。

## 施策5-1 災害に強いまちづくりの推進

### 現状と課題

- 流下能力など、治水機能と環境の向上を図るための河川の整備をすすめている中で、河川環境との共生への対応が求められています。
- 南海トラフ地震などの大規模災害に備え、町全体の防災意識の高揚を図るとともに、防災設備や資機材の充実をすすめています。
- 地震発生時における住宅・建築物などの被害を防止するため、耐震補強助成事業や建替助成などのTOUKAI-0推進事業を実施しています。

### 施策の目標

- 町民の防災意識の高揚を図るとともに、「自助」・「共助」の意識の普及に努めます。
- 消防団や自主防災組織の体制維持・強化を図り、災害に強いまちづくりをすすめます。

### 目標指標

指標	基準値 <small>(計画策定時の状況)</small>	目標値
避難所を知っている町民の割合	89.9 %	92.0 %
根拠: 町民アンケートにて、避難所を「知っている」と回答した町民の割合を算出		
家庭内備蓄を行っている人の割合	49.5 %	55.0 %
根拠: 町民アンケートにて、3日分程度の家庭内備蓄を「行っている」と回答した町民の割合を算出		



## 基本事業

### 5-1-1 防災基盤の強化

計画的な河川改修や急傾斜地崩壊対策、水防体制の強化などに取り組むとともに、耐震性の低い住宅の改修などを促します。

### 5-1-2 防災意識の高揚

防災訓練の実施や防災設備・資機材の充実、自主防災会の防災力向上など、地域による活動を推進します。

### 5-1-3 危機管理体制の強化

地域防災計画に基づき、災害時の被害軽減や活動の迅速化、危機管理体制の強化に取り組みます。

### 5-1-4 消防団員の確保・強化

地域防災の担い手である消防団の活動環境の充実や資機材などの装備強化のほか、活動の活性化を推進します。

## 関連する個別計画

- 国土強靱化地域計画
- 緊急自然災害防止対策事業計画
- 耐震改修促進計画
- 震災復興都市計画行動計画
- 地震対策アクションプログラム
- 地域防災計画
- 国民保護計画
- 水防計画



●TOUKAI-O推進事業：地震発生時における住宅・建築物の倒壊などによる災害及び土砂災害などによる被害を防止する事を目的とした静岡県のプロジェクト。

## 施策5-2 交通事故のないまちづくりの推進

### 現状と課題

- 街頭指導や啓発活動による交通安全への取組や、幼児と保護者を対象とした交通安全教室などを実施していますが、事故の削減に向け、交通安全対策の一層の強化が求められます。
- 高齢者ドライバーによる交通事故の増加を抑制するため、運転免許証の自主返納制度への理解と利用促進に取り組んでいます。
- グリーンベルトの設置などによる通学路の安全対策や道路拡幅整備を推進し、危険箇所の改善・解消を図っています。

### 施策の目標

- 地域ぐるみの交通安全対策を推進し、交通事故のさらなる削減を目指します。
- 高齢者や障がいのある方をはじめ、誰でも安全に外出を楽しめるまちを目指します。

### 目標指標

指標	基準値 <small>(計画策定時の状況)</small>		目標値	
町内人身事故件数	264	件	250	件
根拠: 沼津警察署人身事故発生状況より				
町民起因の人身事故件数	72	件	62	件
根拠: 沼津警察署人身事故発生状況より				
町内事故に占める町民起因の割合	27.3	%	25.0	%
根拠: 沼津警察署人身事故発生状況より				



## 基本事業

### 5-2-1 交通安全意識の高揚

町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、運転マナーの向上や交通事故対策に取り組みます。

### 5-2-2 安全な道路環境の整備

通学路や生活道路のさらなる交通安全対策をすすめるとともに、道路利用者全ての安全な環境を目指した整備をすすめます。

## 関連する個別計画

- 交通安全計画
- 自転車ネットワーク計画



- グリーンベルト**：歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色して、車のドライバーに通学路であることを視覚的に認識させるもの。車両の速度を抑制させるとともに通行帯を明確にすることで、歩行者との接触事故を防ぐことを目的とする。

## 施策5-3 犯罪のないまちづくりの推進

### 現状と課題

- 沼津警察署防犯協会や地域安全推進委員とともに、各種防犯啓発活動及び防犯教室を実施し、特殊詐欺被害防止機器の設置費を助成するなど、犯罪の抑止に取り組んでいます。
- 地域の防犯環境向上のため、各地区における防犯灯の設置などを支援していますが、防犯カメラの設置拡大など、さらなる整備が求められています。
- 地域生活を安心して送れるよう、消費生活相談や法律相談などの窓口を設置し、相談支援を行っています。

### 施策の目標

- 関係機関との連携により、犯罪のない明るい地域社会づくりを推進します。
- 相談体制の充実・強化を図り、安心な生活を支援します。

### 目標指標

指標	基準値 <small>(計画策定時の状況)</small>	目標値
犯罪発生件数	192 件	150 件
根拠: 沼津警察署「犯罪のあらまし」市町別刑法犯認知状況より		
特殊詐欺犯罪の発生件数	1 件	0 件
根拠: 清水町交番管内発生状況より		



## 基本事業

### 5-3-1 防犯体制の充実

犯罪のないまちを目指し、防犯意識の高揚と啓発を図るとともに、特殊詐欺被害の防止などに取り組みます。

### 5-3-2 町民生活相談事業の充実

生活の不安を軽減するため、法律相談、行政相談、交通事故相談や人権相談を行っています。また、消費生活に関する相談や啓発活動など、犯罪やトラブルなどの抑止に取り組みます。



## 施策6-1 協働・連携によるまちづくりの推進

### 現状と課題

- 在住外国人の生活支援など、国際交流協会と連携しながら、多文化共生社会への取組をすすめるため、外国人の町事業への参加が求められています。
- まちづくりへの住民参画の推進やボランティア活動の活性化など、協働への新たな取組が求められています。
- 各区自治会の運営や施設整備の補助など、地域コミュニティ活動への支援を行っていますが、さらなる連携の強化や活性化に向けた取組が必要です。

### 施策の目標

- 町民の活動を行政や他の町民が応援し、ともに汗をかけるまちを目指します。
- 自治会活動への支援を通じて、住民同士が支えあう地域づくりを目指します。
- 行政・企業・住民などのすべてが「SDGs」に取り組みます。
- 町民が自分たちの課題を自ら解決しようとするまちを目指します。

### 目標指標

指標	基準値 <small>(計画策定時の状況)</small>		目標値	
まちづくりに参加する町民の割合	51.3	%	54.0	%
根拠: 町民アンケートにて、町内のまちづくり活動に「積極的に参加している」または「たまに参加する」と回答した町民の割合を算出				
SDGsを理解して実践したことがある町民の割合	2.6	%	5.0	%
根拠: 町民アンケートにて、SDGsについて、「SDGsを内容まで知っている」と回答し、かつ「SDGsを意識した行動をしている」と回答した町民の割合を算出				
地域の活動や行事に参加する町民の割合	82.3	%	84.0	%
根拠: 町民アンケートにて、地域の活動や行事への参加について、「参加していない」以外に回答した町民の割合を算出				

## SDGsのゴール▶



### 基本事業

#### 6-1-1 多文化共生の推進

国際交流協会の活動支援などを通じて、幅広い町民が異なる文化の人々と交流する機会を創出するとともに、多文化共生への理解を促進します。

#### 6-1-2 協働の地域づくりの推進

町民や各種団体などのまちづくりへの積極的な参加を募るなど協働の取組を推進します。また、ボランティア活動による地域づくりを支援するとともに、「SDGs」への取組を強化します。

#### 6-1-3 地域コミュニティ活動の推進

各区自治会の運営支援や施設整備の補助などを行うとともに、相互の連携強化に取り組みます。また、新たなコミュニティ団体の育成や事業などの検討をすすめます。

### 関連する個別計画

#### ●男女共同参画計画



●SDGs :「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標。17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。

## 施策6-2 情報戦略の推進

### 現状と課題

- 町からの情報発信では、広報しみず、ホームページに加え、SNSなどの新たなツールの活用に取り組んでいます。
- 行政手続きのオンライン化の促進など、社会情勢の変化を背景に、書類や印鑑などを要しない手続きへの抜本的な移行が求められています。
- 行政内部の事務を支える情報インフラの構築をすすめるとともに、仕事の質の向上と効率化を図るため、ICTの活用に取り組んでいます。

### 施策の目標

- 分かりやすい情報発信と広報機能の強化を図り、町への関心を高めます。
- ICTを活用し、効率的な行政運営を図ります。

### 目標指標

指標	基準値 (計画策定時の状況)		目標値	
町の情報を日常的に確認している人の割合	68.5	%	70.0	%
根拠: 町民アンケートにて、広報しみずやホームページ、LINEなどにより町の情報を月1回程度取得している町民の割合を算出				
清水町ホームページへのアクセス件数	379,414	件	385,000	件
根拠: 清水町ホームページへの年間アクセス総数				
清水町公式LINEアカウント“友だち”数	705	人	5,300	人
根拠: 清水町公式LINEアカウントの友だち登録数				



## 基本事業

### 6-2-1 広報・広聴体制の充実

広報しみずの作成・発行やホームページ・SNSなどの媒体を活用した広報事業や、町民ニーズの把握と意見聴取など、広聴事業の充実に取り組みます。

### 6-2-2 ICTの高度利用による 情報化の推進

高度情報社会に的確に対応したICTの活用とシステムの最適化により、業務の効率化と行政サービスの向上を図ります。

## 関連する個別計画

- ICT戦略
- セキュリティポリシー



- LINE：スマートフォンなどのモバイル端末でユーザー同士がメッセージのやり取り、音声通話、ビデオ通話ができるサービスの名称。
- SNS：ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士、近隣地域の住民同士が集まり、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にする。最近では、会社や組織の広報への活用も増えてきた。

## 施策6-3 行政改革の推進・行政経営の質の向上と効率化

### 現状と課題

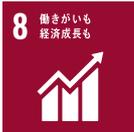
- 職員数の適正化や課・係の統廃合など、行政組織の最適化に取り組んでいます。
- 人材育成への取組や人事評価制度、昇任試験制度を通じて、職員の資質と能力の向上を図っています。
- 働き方改革の推進や高ストレス者へのメンタルサポート支援などを通じて、安心して働ける職場づくりに取り組んでいます。

### 施策の目標

- 効率的な組織体制の構築を図り、住民サービスの向上に努めます。
- やりがいと魅力のある職場づくりを推進し、有能な人材の確保を目指します。
- 働き方改革の推進により、地域の模範・地域に誇れる組織づくりを目指します。
- 職員の健康診断及びメンタルサポート体制の充実を図り、生産性の向上に努めます。

### 目標指標

指標	基準値 <small>(計画策定時の状況)</small>		目標値	
町役場の適正な職員数	211	人	220	人
根拠: 令和2年4月1日を基準とし、地方公共団体類似団体別職員数の定員管理診断を参考に目標の正規職員数を算出				
人件費比率	14.2	%	18.8	%
根拠: 歳出総額に占める人件費の割合				
職員の健康診断等受診率	93.4	%	100	%
根拠: 労働安全衛生法等に基づく検診等を実施した正規職員の割合				



## 基本事業

### 6-3-1 人材の育成・組織機構の最適化

職員の資質向上や意識改革をすすめるため、職員研修の実施やプロジェクトチームなどの内部横断的な取組による組織の活性化を図るとともに、働き方改革を推進し、職場環境の充実に努めます。

### 6-3-2 質の高い行政サービスの提供

住民サービスの向上を目指し、既存の組織や体制の見直しを図るとともに、広域連携の可能性について検討を行います。また、行政評価システムを活用した既存事業の統廃合など、成果志向の行政運営への取組を強化します。

## 関連する個別計画

- 行政改革アクションプラン
- 人材育成基本方針
- 定員適正化計画



## 施策6-4 行政改革の推進・持続可能な財政の運営

### 現状と課題

- ふるさと納税の推進や新たな自主財源の確保に取り組んでいますが、さらなる歳入の確保や収納率の向上などが求められています。
- 予算・決算の状況や財政事情などのわかりやすい情報提供に取り組んでいますが、厳しい財政状況を踏まえ、さらに透明性の高い財政運営を図っていく必要があります。
- 健全な財政を堅持するため、経常経費の節減や補助金・負担金の見直しをさらにすすめていく必要があります。

### 施策の目標

- 健全で安定した行財政運営を維持していきます。
- 町民ニーズを踏まえた計画的な予算編成と執行を徹底します。
- 町民税収入を安定的に確保するため、収納率の向上に向けた取組を強化します。

### 目標指標

指標	基準値 <small>(計画策定時の状況)</small>		目標値	
実質公債費比率	5.2	%	7.2	%
根拠: 標準的な財政規模に対し借入金の返済額の大きさを示す指標				
町税収納率	96.73	%	97.73	%
根拠: 町税(一般会計)現年課税分+滞納繰越分の収納率を算出				



## 基本事業

### 6-4-1 効率的な財政の運営

将来にわたって安定的かつ持続可能な財政基盤を確立するため、歳入の確保に向けた取組を推進するとともに、限られた財源を有効に活用し、効率的・効果的な事業の執行を図ります。また、継続的な収支の均衡に留意しつつ、財政調整基金残高の確保と将来負担の抑制に努めます。

### 6-4-2 適正な公共資産の管理

公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的にすすめていきます。

## 関連する個別計画

- 行政改革アクションプラン
- 公共施設等総合管理計画



●**財政調整基金**：年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、地方公共団体の貯金のこと。



## 資料編

---

- 1 策定までのあゆみ
- 2 記録画像
- 3 清水町総合計画審議会条例
- 4 清水町総合計画審議会委員名簿
- 5 諮問・答申
- 6 用語解説

## 1 策定までのあゆみ

年 月 日	項 目	内 容
令和元年11月13日 ～12月3日	令和元年度町民アンケート (町民意識調査)	本町在住の16歳以上の男女から無作為に抽出した1,000人を対象に実施(回答者429人)
令和元年12月5日	町長インタビュー	・本町の将来像や戦略の柱について
令和元年12月17日	第1回総合計画策定委員会	・総合計画策定の概要について ・今後の全体スケジュールについて
令和元年12月23日	第1回総合計画策定委員会・ 作業部会	・第4次総合計画の進捗状況について ・現在の重点課題について
令和2年1月15日 1月30日	しみずみらい、夢会議 (清水小学校6年生)	防災・観光・子育てなどをテーマにまちづくりへの提案事項を発表
令和2年1月21日	第2回総合計画策定委員会・ 作業部会	本町の課題と資源について、グループ討議などを実施
令和2年1月23日	第1回清水町みらい会議	議題「本町の課題と資源について」
令和2年1月26日	第1回町民ワークショップ	グループ討議 「清水町の課題と特長」 など
令和2年2月4日	職員SDGs研修	「SDGsとわたしたち」と題し、環境省大臣官房環境計画課・岡野隆宏氏による研修会を開催
令和2年2月7日	第3回総合計画策定委員会・ 作業部会	総合分析の原案に基づく検証
令和2年2月9日	第2回町民ワークショップ	グループ討議「10年後に向けたまちづくりと3つの目標」 など
令和2年2月14日	第2回総合計画策定委員会	総合分析原案の検証について
令和2年2月21日	第1回総合計画審議会	・諮問 ・第5次総合計画策定の概要について ・本町の現状と課題について
令和2年2月21日	団体等へのアンケート調査	総合計画の策定に向け、現在の活動状況等の調査を実施
令和2年2月23日	第3回町民ワークショップ	グループ討議「目標を実現するためのまちづくりのアイデア(取組)」 など
令和2年2月26日	第2回清水町みらい会議	議題「清水町の将来像について」

年 月 日	項 目	内 容
令和2年 3月 13日	第4回総合計画策定委員会・作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次総合計画の検証について</li> <li>・総合計画構成案の作成について</li> <li>・将来都市像原案の作成について</li> </ul>
令和2年 3月 26日	第5回総合計画策定委員会・作業部会	
令和2年 3月 30日	第3回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次総合計画の検証について</li> <li>・総合計画の構成について</li> <li>・将来都市像について</li> </ul>
令和2年 4月 1日	総合計画ニュースレターの発行	総合計画の策定状況や町民ワークショップの様子などを紹介
令和2年 4月 14日	第6回総合計画策定委員会・作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標の考え方について</li> <li>・将来都市像原案、総合計画構成案の確認</li> <li>・職員アンケートの分析結果について</li> </ul>
令和2年 4月 22日	第4回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次総合計画の検証について</li> <li>・総合計画の構成について</li> <li>・将来都市像について</li> </ul>
令和2年 6月 16日	第7回総合計画策定委員会・作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想案の策定について</li> <li>・施策の指標について</li> <li>・計画冊子のデザインについて</li> </ul>
令和2年 6月 23日	第5回総合計画策定委員会	・基本構想案の検証について
令和2年 7月 3日	第2回総合計画審議会	・基本構想案の審議
令和2年 7月 15日	広報しみずへ掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画策定の経過報告</li> <li>・基本構想の原案の説明と意見募集</li> </ul>
令和2年 7月 13日 ～8月 11日	令和2年度町民アンケート (町民意識調査)	本町在住の16歳以上の男女から無作為に抽出した1,000人を対象に実施(回答者458人)
令和2年 7月 28日	第8回総合計画策定委員会・作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期基本計画案の作成について</li> <li>・序章案の作成について</li> </ul>
令和2年 7月 30日	第3回清水町みらい会議	議題「コロナ禍に伴う社会環境の変化について」
令和2年 8月 5日	第6回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・序章案の検証について</li> <li>・前期基本計画の検証について</li> </ul>

年 月 日	項 目	内 容
令和2年 8月 27日	第3回総合計画審議会	序章案、前期基本計画案の審議
令和2年 9月 17日	第4回清水町みらい会議	議題「デジタル化と今後のまちづくり」
令和2年 9月 24日	第9回総合計画策定委員会・作業部会	・実施計画の編成について ・施策の指標について ・総合計画全般について
令和2年 10月 2日	第7回総合計画策定委員会	・総合計画全般について ・実施計画について
令和2年 10月 6日 ～11月 4日	パブリックコメントの実施	第5次清水町総合計画(案)に対する町民の意見を募集
令和2年 10月 15日	第4回総合計画審議会	・総合計画案全般の審議 ・答申案の決定
令和2年 10月 15日	第5回清水町みらい会議	議題 「本町に住みたいと思う魅力づくり」
令和2年 10月 21日	総合計画審議会 答申	正・副会長より町長へ答申
令和2年 10月 26日	第10回総合計画策定委員会・作業部会	・SDGsのゴールについて ・タイトルロゴの検討について
令和2年 11月 6日	第6回清水町みらい会議	議題 「これからのまちづくりの方針の検討」
令和2年 11月 30日	町議会本会議	基本構想案の上程
令和2年 12月 2日	町議会基本構想審査特別委員会	基本構想案の審議・可決
令和2年 12月 18日	町議会本会議	基本構想案の審議・可決

## 2 記録画像

### 総合計画審議会

実施日: 令和2年2月21日(金)～10月15日(木)計4回  
参加者: 各種団体の代表者、学識経験者 16人



### 町民ワークショップ

実施日: 令和2年1月26日(日)、2月9日(日)、2月23日(日)  
参加者: 町民(公募・推薦)と沼津商業高等学校の生徒 計27人



### 総合計画策定委員会

実施日: 令和元年12月17日(火)～令和2年10月2日(金)  
計7回 参加者: 副町長、教育町、各課(局)長 17人



### 清水町みらい会議

実施日: 令和2年1月23日(木)～11月6日(金)計6回  
参加者: 町内外で活躍する有識者 8人



### 総合計画策定委員会・作業部会

実施日: 令和元年12月23日(月)～令和2年10月26日(月)  
計10回 参加者: 各課の実務担当者 14人



### 職員SDGs研修

実施日: 令和2年2月4日(火)  
参加者: 町職員 約100名



### 3 清水町総合計画審議会条例

## 清水町総合計画審議会条例

平成6年3月24日

条例第3号

改正

平成8年3月21日条例第1号 平成19年6月18日条例第9号

平成27年6月17日条例第21号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。)第138条の4第3項の規定に基づき、清水町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一部改正〔平成27年条例21号〕

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、意見の答申を行う。

- (1) 町の基本構想の策定に関すること。
- (2) 基本構想に基づく基本計画の策定に関すること。

一部改正〔平成19年条例9号・27年21号〕

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 学識経験者

一部改正〔平成19年条例9号〕

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、部会を置くことができる。

(意見等の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し識見を有する者及び関係者に対し、審議会への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の事務は、企画財政課において処理する。

一部改正〔平成8年条例1号〕

(委任)

第10条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(清水町総合開発審議会条例の廃止)

2 清水町総合開発審議会条例(昭和45年条例第9号)は、廃止する。

(清水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 清水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和28年条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則(平成8年3月21日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月18日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年6月17日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 4 清水町総合計画審議会委員名簿

氏名	所属	備考
池谷 壙 治	清水町シニアクラブ連合会 会長	
岩崎 正 司	清水町区長会 会長	
久保田 康博	清水町農業委員会 会長	令和2年7月まで
塩澤 祐 光	駿東伊豆消防本部 清水町消防署長	令和2年4月から
柴田 敬 紀	清水町校長会 会長	令和2年3月まで
庄司 勝 彦	湧水保全の会 会長	
杉山 義 則	清水町農業委員会 会長	令和2年8月から
鈴木 通 保	(特非)清水町文化協会 会長	
立川 勝 彦	(特非)清水町体育協会 会長	
中山 勝	清水町行政改革推進委員会 委員長 (清水町みらい会議 副座長)	
原田 茂 徳	(福)清水町社会福祉協議会 会長	副会長
原 と く	清水町民生委員児童委員協議会 会長	
原 衛	清水町商工会 会長	会長
藤井 恵 子	清水町健康づくり推進委員会 委員長	令和2年5月から
藤原 誠	駿東伊豆消防本部 清水町消防署長	令和2年3月まで
古屋 勲	清水町校長会 会長	令和2年4月から
増田 元 裕	清水町国際交流協会 会長	
望月 宏 明	静岡県東部地域局 局長	令和2年3月まで
山田 多美子	清水町保健委員会 委員長	令和2年3月まで
山本 東	静岡県東部地域局 局長	令和2年4月から
山本 俊 洋	清水町消防団 団長	

(50音順 敬称略)

## 5 諮問・答申

清企調第192号

令和2年2月21日

清水町総合計画審議会会長 様

清水町長 関 義弘

### 第5次清水町総合計画について(諮問)

清水町総合計画審議会条例第2条の規定により、第5次清水町総合計画について、貴審議会の意見を求めます。

令和2年10月21日

清水町長 関 義弘 様

清水町総合計画審議会  
会長 原 衛

### 第5次清水町総合計画(基本構想案・基本計画案)について(答申)

令和2年2月21日付け清企調第192号にて諮問のあった第5次清水町総合計画(基本構想案・基本計画案)について、当審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

#### 記

新型コロナウイルス感染症の影響により、新しい生活様式を踏まえた日常や価値観の変化など、目まぐるしい環境の変化が生じている。このような大きな社会変動のうねりの中にあっても、少子高齢化と人口減少への対策を強化するとともに、私たちは持続可能なまちづくりを推進していかねばならない。また、それと同時に、想定される大規模地震や気候変動に伴う災害など、将来のリスクに対する強靭性を高め、安全・安心な暮らしを実現していくことが求められている。

本計画案の策定に当たっては、町民参画の機会や手法も限定される中、課題の解消と未来志向のまちづくりを目標に掲げ、町民ワークショップやアンケート調査のほか、町ホームページや広報誌を通じて可能な限り意見の聴取に努めている。

基本構想には、2030年に向けた世界的な取組と目標である「SDGs」が取組方針として示されており、地域や国を超えた広い視点で、全ての町民がまちづくりに参画することが示されている。

また、前期基本計画の各施策には、具体的な成果指標が根拠とともに示されており、成果志向の行政運営を推進し、説明責任を果たしながら客観的な評価のまちづくりへの反映が期待できる。

このような観点から、本計画の基本構想で定められた将来都市像や基本目標、基本計画で定められた施策等については、概ね妥当なものと認められる。

なお、計画の推進に当たっては、「くらしやすさで未来をともにつくるまち・清水町」という、目指すべき将来都市像の実現に向けて最善の努力をされるよう要望するとともに、計画が効率的かつ効果的に推進されるよう、次の意見を付言する。

#### 第1 基本構想に関する事項

- (1) 将来都市像の実現に向け、まちのみんなで取り組む「協働・協創」を具体的に推進するため、町としての考え方や取組姿勢を明確に示し、地域の協力を得るよう努力されたい。
- (2) まちづくりにおける様々な場面で、性別や世代を問わず、住民の参画や合意形成が図られるよう取り組まされたい。
- (3) ICTやAIなどの新しい技術について、様々な分野で積極的な活用が図られるよう検討されたい。

#### 第2 前期基本計画に関する事項

- (1) 誰もがやすらぎと生きがいを感じる「笑街健幸」のまちへ
  - ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出の自粛や引きこもりなど、健康面の悪化や生活の不安が増しているため、アフターコロナを見据えた対策に取り組まされたい。
  - ・すべての人の「笑街健幸」を実現するため、中高生・大学生などの居場所づくりや、若い力をまちづくりに生かす仕組みづくりなどを検討されたい。
  - ・老年人口割合の増加を踏まえて、高齢者の健康増進や社会参加の更なる促進に取り組まされたい。
- (2) 子どもの成長や学びを地域全体で支えるまちへ
  - ・安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けて、地域全体での子育て環境の充実と同様に、家庭内における父親の育児参加の促進に努められたい。
  - ・教育環境の変化に応じ、ICT教育の更なる充実を図るとともに、多様化する教育ニーズにも適切に対応されたい。
- (3) 豊かな自然環境と地域の活力が誇りを育むまちへ
  - ・関係人口の拡大や持続可能なまちづくりには、本町独自の突出した施策の展開が必要であると考えられるため、シンボリックな取組やシティプロモーション活動について検討されたい。
  - ・柿田川の自然環境を保全するとともに、町民が柿田川を身近に感じられるような環境整備や取組について検討されたい。

- ・ 産業の振興を図るため、事業継承への支援など、時代のニーズに合わせたきめ細かな支援に取り組まれない。
- (4) 持続可能で快適な暮らしを支える都市基盤を備えるまちへ
- ・ 基本目標1の「笑街健幸なまち」や基本目標5の「安全安心なまち」の実現には、道路整備や都市機能の充実による“強靱なまちづくり”が土台となるため、更なる都市基盤の整備推進に取り組まれない。
- (5) 自助・共助・公助の連携で安全で安心してらせるまちへ
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応とともに、新たな感染予防に向けた準備についても取り組まれない。
  - ・ 台風等による水害の危険性も増す中、災害への備えや住民の避難に関する情報発信等の対応を強化されたい。
  - ・ 災害に強いまちづくりに向けて、消防団員の確保や活動の活性化への支援、地域との協働推進に取り組まれない。
  - ・ 地域の自主防災機能を強化し、有事の際に若い力が活躍できるよう、中高生や学生を中心とした新たな組織づくりに取り組まれない。
- (6) 未来への責任あるまちへ
- ・ 行政経営の質の向上と効率化を図るため、更なる行政改革の推進に取り組まれない。
  - ・ 財政収支等が今まで以上に予測が難しい現状を踏まえ、透明性の高い行政評価に基づく事業のスクラップアンドビルドや選択と集中を推進されたい。
  - ・ ライフスタイルや価値観の多様化に対応するため、地域コミュニティの活性化を図られたい。
  - ・ 町民が必要とする行政情報をより効果的、タイムリーに提供するため、町広報紙、ホームページのみならずSNSなどの新媒体を積極的に活用されたい。

## 6 用語解説

用語	解説	掲載ページ・項目
<b>3 3R</b>	Reduce(リデュース)・Reuse(リユース)・Recycle(リサイクル)の3つのRの総称。	54頁 施策の目標 55頁 3-2-2
<b>A ALT</b>	英語が使える日本人の育成のための行動計画に基づき、国際化に対応した教育を行い、外国人による生きた英語を学ぶ機会を与え、英語や外国文化に親しむため、外国語教育を支援、補助する外国人講師。	50頁 現状と課題 51頁 2-2-1
<b>I ICT教育</b>	パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術(Information and Communication Technology)を活用した教育手法。	50頁 現状と課題 51頁 2-2-2
<b>L LINE</b>	スマートフォンなどのモバイル端末でユーザー同士がメッセージのやり取り、音声通話、ビデオ通話ができるサービスの名称。	76頁 目標指標
<b>P PDCAサイクル</b>	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字をとったもので、計画から改善までを1つのサイクルとして効果的な運用を図る方法。	34頁 1.(1)
<b>S SDGs</b>	「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標。17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。	74頁 施策の目標 目標指標 75頁 6-1-2
<b>SNS</b>	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士、近隣地域の住民同士が集まり、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にする。最近では、会社や組織の広報への活用も増えてきた。	76頁 現状と課題 77頁 6-2-1
<b>U Uターン</b>	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。	59頁 3-4-3

用語	解説	掲載ページ・項目
<b>か</b> 環境負荷低減機器	環境負荷の軽減に資する機器(住宅用太陽光発電システム、家庭用蓄電池システムなど)。	54頁 現状と課題
グリーンベルト	歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色して、車のドライバーに通学路であることを視覚的に認識させるもの。車両の速度を抑制させるとともに通行帯を明確にすることで、歩行者との接触事故を防ぐことを目的とする。	70頁 現状と課題
コンパクト+ネットワーク	人口減少・少子高齢化がすすむ中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの都市機能を確保し、誰もが安心してくらすよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりをすすめること。	64頁 現状と課題
<b>さ</b> 財政調整基金	年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、地方公共団体の貯金のこと。	81頁 6-4-1
国立社会保障・人口問題研究所	わが国の人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う厚生労働省に所属する国立の研究機関である。	14頁 5.(1)
ジオサイト	地形のなりたちがわかる見どころのこと。地質学的にみて国際的な価値のあるサイトがあり、「保護」「教育」「持続可能な開発」が一体となった概念により管理されたエリアがジオパークである。	53頁 3-1-2
(下水道)ストックマネジメント事業	下水道施設全体を対象に、目標とする明確なサービス水準を定め、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて計画的かつ効率的に管理していくこと。	67頁 4-4-1
<b>た</b> 第二創業	中小企業などの比較的規模が小さな会社が、新しい経営者を就任させ、先代から引き継いだ事業の刷新を図り、これまでとは全く別の分野に進出すること。	57頁 3-3-2
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。	45頁 1-3-1

用語	解説	掲載ページ・項目
地域通貨・ゆうすいポイント制度	町内の公共施設やお店で貯めて町内で使える1ポイント1円の価値をもつ地域通貨。	56頁 現状と課題
テレワーク	インターネットなどのICTを利用することで、本来勤務する場所から離れ、自宅などで仕事をする事。	58頁 現状と課題
TOUKAI-O推進事業	地震発生時における住宅・建築物などの倒壊などによる災害及び土砂災害などによる被害を防止する事を目的とした静岡県のプロジェクト。	68頁 現状と課題
な 農地利用最適化推進委員	3年間の任期で専任され、農業委員と連携し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を行う。	57頁 3-3-3
は ファミリー・サポート・センター	仕事と子育ての両立を支援するため、地域において、子どもの預かりなどの援助を行いたい者と援助を受けたい者が会員となり助け合う、相互援助活動を行う。子育て総合支援センター内に設置。	48頁 目標指標 49頁 2-1-1
ら リサイクル処理ルート	家電リサイクル法の下で製造業者等により処理される廃家電(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機など)以外の廃家電を処理する方法・場所。	54頁 現状と課題
ローリング方式	変化する経済・社会情勢に弾力的に対応するため、毎年度修正や補完などを行う方法。	3頁 1.(3).③ 34頁 1.(1)



## 第5次清水町総合計画

---

発 行 令和3年3月  
発行者 静岡県駿東郡清水町  
〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭210-1  
TEL:055-981-8279  
FAX:055-973-1711  
E-mail:kikaku@town.shizuoka-shimizu.lg.jp  
編 集 清水町企画課





清水町イメージキャラクター  
「ゆすいくん」